

地域森林計画書（案）

（山梨東部森林計画区）

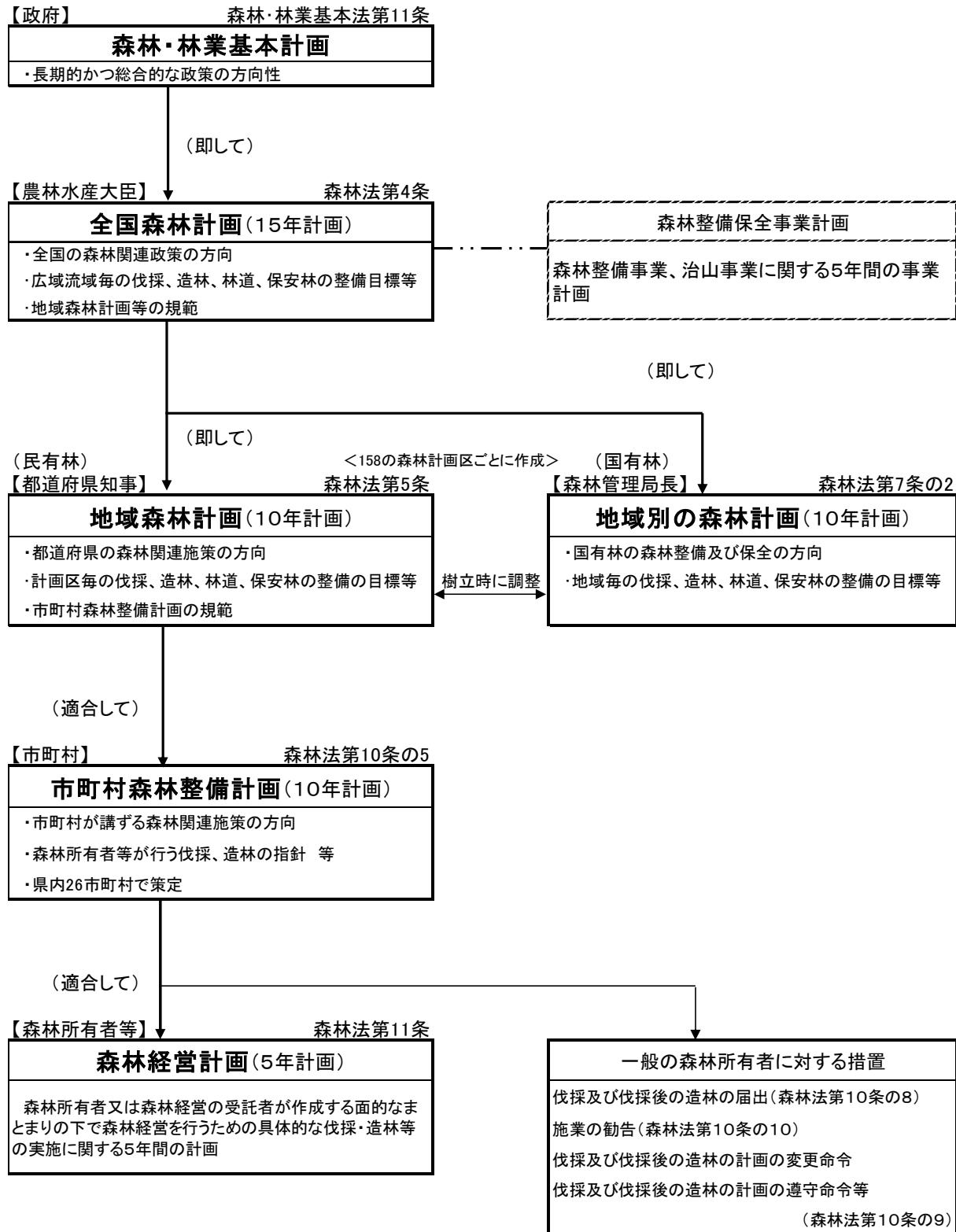
自 令和 6年 4月 1日

計画期間

至 令和16年 3月31日

山 梨 県

森林計画制度の体系図



山梨県森林計画区位置図



目 次

I 計画の大綱	1
第1 森林計画区の概況	
1 位置及び面積	2
2 自然的背景	2
3 社会的経済的背景	5
4 計画区内森林の現況	6
5 その他(計画区内における近年の傾向)	12
第2 前計画の実行結果の概要及びその評価	13
1 伐採立木材積	13
2 間伐面積	13
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	13
4 林道の開設及び拡張の数量	14
5 保安施設の整備	14
6 要整備森林の施業の区分別面積	14
第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	15
1 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	15
2 森林の整備に関する事項	15
3 森林の保全に関する事項	16
II 計画事項	
第1 計画の対象とする森林の区域	17
1 地域森林計画の対象とする市町村別の森林面積	17
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	18
(1) 森林の整備及び保全の目標	18
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	19
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	21
2 その他必要な事項	23
第3 森林の整備に関する事項	23
1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)	24

(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針	24
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	26
(3) その他必要な事項	27
2 造林に関する事項	
(1) 人工造林に関する指針	31
(2) 天然更新に関する指針	32
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	33
(4) その他必要な事項	33
3 間伐及び保育に関する基本的事項	33
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	33
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	35
(3) その他必要な事項	35
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針	36
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針	39
(3) その他必要な事項	39
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	39
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	40
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方	40
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	41
(5) 林産物の搬出方法等	41
(6) その他必要な事項	41
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	41
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	41
(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	42
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	42
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	43
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	45
(6) その他必要な事項	46

第4 森林の保全に関する事項	47
1 森林の土地の保全に関する事項	
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	47
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法	47
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	47
(4) その他必要な事項	47
2 保安施設に関する事項	
(1) 保安林の整備に関する方針	49
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	49
(3) 治山事業の実施に関する方針	49
(4) 特定保安林の整備に関する事項	49
(5) その他必要な事項	50
3 鳥獣害の防止に関する事項	
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	50
(2) その他必要な事項	51
4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	
(1) 森林病害虫等の被害対策の方針	51
(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く)	52
(3) 林野火災の予防の方針	52
(4) その他必要な事項	52
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	53
1 保健機能森林の区域の基準	53
2 その他保健機能森林の整備に関する事項	53
(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する事項	53
(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針	53
(3) その他必要な事項	54
第6 計画量等	
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	55
2 間伐面積	55
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	55

4	林道の開設及び拡張に関する計画	55
5	保安林の整備及び治山事業に関する計画	64
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	64
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	66
(3)	実施すべき治山事業の数量	67
6	要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	67
第7 その他必要な事項		
1	保安林その他制限林の施業方法	68

I 計画の大綱

(計画の目的)

本計画は、令和5年10月13日閣議決定された全国森林計画の実効を確保するため、同計画に即して、地域的な特性に応じた伐採、造林、林道、保安林等の整備の目標を定めるとともに、各市町村で策定する市町村森林整備計画の規範を示すことを目的に策定するものである。

計画の期間は、令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間とする。

計画区の衛星写真



©日本スペースイメージング(株)

第1 森林計画区の概況

1 位置及び面積

山梨東部森林計画区（以下「計画区」という。）は、山梨県東部に位置し、東部は東京都及び神奈川県、南部は静岡県、北部は埼玉県に接している。行政区域は、富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、南都留郡（道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町）、北都留郡（小菅村、丹波山村）の4市2町6村にまたがり総面積130,925haの区域となっており、県土面積の29%を占めている。

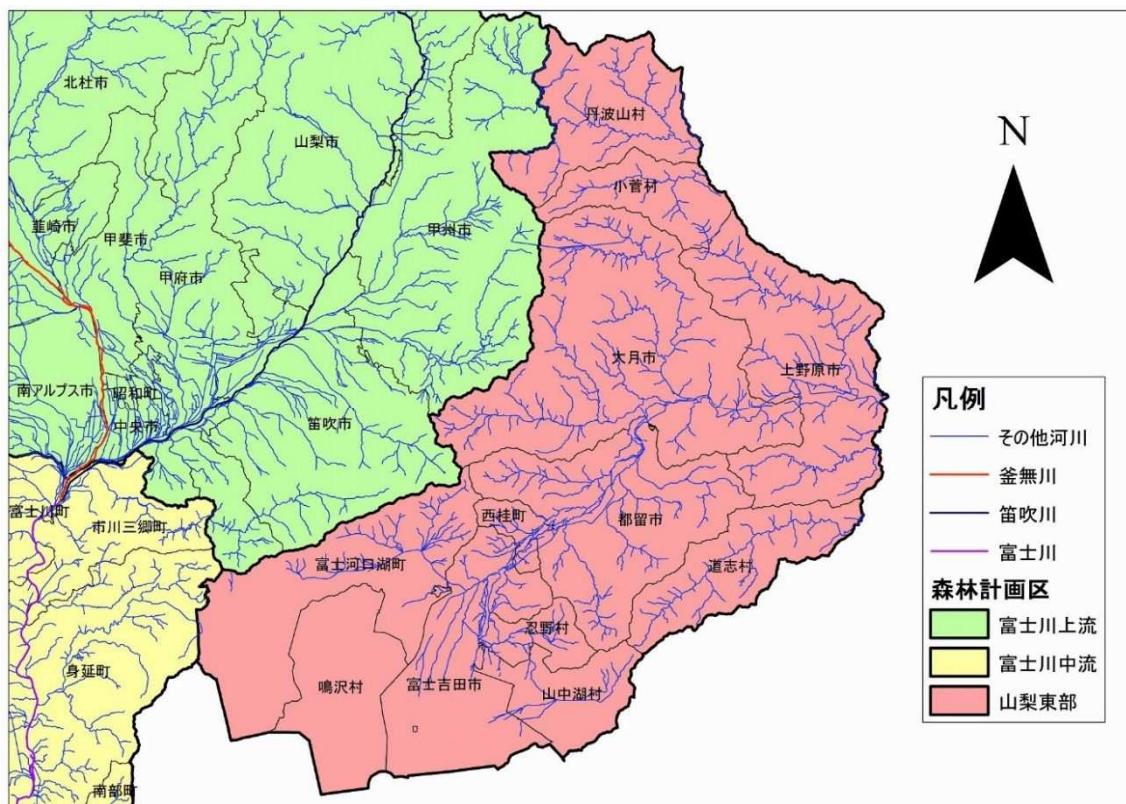


図 1-1-1 計画区位置図

2 自然的背景

(1) 地形

計画区の最高峰は、計画区南端にある独立峰「富士山」である。富士山から東に静岡県境の三国峠、神奈川県境の大室山を経て、標高の最も低い計画区東端の上野原市に至り、北に向かって東京都境となる三頭山から奥多摩湖を越え雲取山にでる。さらに、西に行き埼玉県境の将監峠から富士川上流計画区と境とする大菩薩嶺を経て稜線を南に下り、笛子峠から御坂山系を経て竜ヶ岳に至り、静岡県との県境を富士山に帰る南高東低の地形である。

(2) 河川

計画区を流れる水系は、「桂川（相模川）水系」と「多摩川水系」があり、それぞれ相模湾、東京湾に注いでいる。



図 1-2-1 水系図

(3) 地質

地質は大きく分けて相模川流域と多摩川流域の二つに大別される。

相模川流域は、北部が関東山地に分布する中生代の小仏層群、南部が新生代の新第三紀層に属する西八代層群及び丹沢層群であり、富士山は第四期の火山噴出物である。

多摩川流域は、北西から南東に走る断層により二分され、北側は中生代のジュラ紀に属し、南側は相模川流域の北部と同一形態をなす小仏層群である。

(4) 土壤

土壤は、富士北麓地域は溶岩の上に堆積した火山岩屑及び火山灰からなり、御坂山系を構成する西八代層群は浅い地層で各所に基岩の露出が見られる砂質壤土が多い。その他の地域は全般にほぼ1／3以下の砂を含む壤土又は石礫土からなっている。

(5) 気候

計画区の気候については、大きく2地域に分かれる。

甲府市に比べ、降水量が多く、年平均気温も低い地域である。

表 1-2-1 気候

	甲府	東部	富士北麓
降水量 (mm/年)	1,204	1,540	2,033
気温 (°C)	14.1	13.8	11.0
降雪 (cm)	4	—	27

※ 平成30年～令和4年の平均 気象庁HPデータを基に作成

※ 降雪は、各年の最深積雪量の期間内平均

東部地域：大月市、都留市、上野原市、西桂町、道志村、小菅村、丹波山村

富士北麓地域：富士吉田市、富士河口湖町、忍野村、山中湖村、鳴沢村

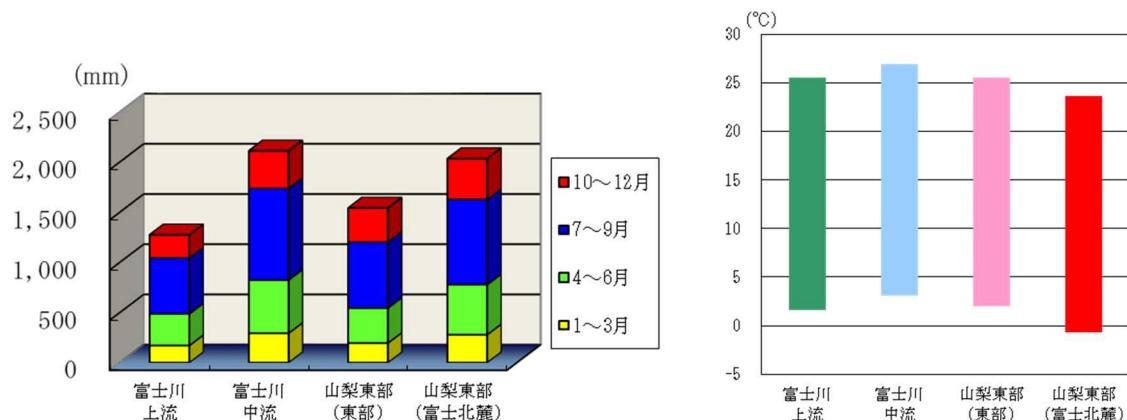


図 1-2-2 降水量及び気温分布表

3 社会的経済的背景

(1) 人口

計画区内の人口は、県全体の21%にあたる172,911で、人口密度は、県全体の181人/km²に比べ、計画区内は132人/km²（区内平均）と低い状況である。

表 1-3-1 人口

（単位：人）

区分	令和2年度	平成27年度	増減
計画区	172,911	181,029	-8,118
県全体	809,974	834,930	-24,956
率	21%	22%	

※ 令和2年度国勢調査

(2) 産業別就業者数

計画区内の就業者のうち、第1次産業の就業者数は1.8%で、県全体の6.6%に比べ低い状況であるが、第1次産業就業者数のうち林業については、0.4%と県全体に比べ高い状況である。

表 1-3-1 産業別就業者数

（単位：人）

区分	第1次産業		第2次産業	第3次産業	分類不能	計
		うち林業				
計画区	1,587	339	28,885	54,589	812	85,873
	1.8%	0.4%	33.6%	63.6%	0.9%	100.0%
県全体	26,392	823	109,721	255,564	6,901	398,578
	6.6%	0.2%	27.5%	64.1%	1.7%	100.0%

※ 令和2年度国勢調査

(3) 交通

計画区内では、JR中央本線及び中央自動車道が、計画区中央を東西に走っており、甲府方面及び東京方面を結んでいる。

富士北麓地域は、富士急行線及び中央自動車道富士吉田線により、大月市を分岐点にJR中央本線及び中央自動車道と連絡している。

また、中央自動車道富士吉田線は、東富士五湖道路により新東名高速道路と連絡している。

4 計画区内森林の現況

計画区の森林は、県土の保全、水資源の確保、洪水の防止など県民が生活する上で重要な役割を担っているとともに、相模川及び多摩川流域の源流部に位置することから東京都民や神奈川県民の水源としても重要となっている。

また、平成25年6月に世界文化遺産に登録された富士山を含む富士箱根伊豆国立公園や、秩父多摩甲斐国立公園に指定されている区域が存在するとともに、令和元年には大月市、小菅村及び丹波山村の一部が甲武信ユネスコエコパークに登録されるなど、本県のみならず我が国を代表する自然景観に恵まれた地域であり、観光、保健・文化・教育面等からも重要な存在となっている。

このように、計画区の森林は県民のみならず近隣都県民の生活と密接な関係を有しており、世界からも注目される地域である。

(1) 森林の所有構造

森林の所有形態別の内訳は次のとおりである。

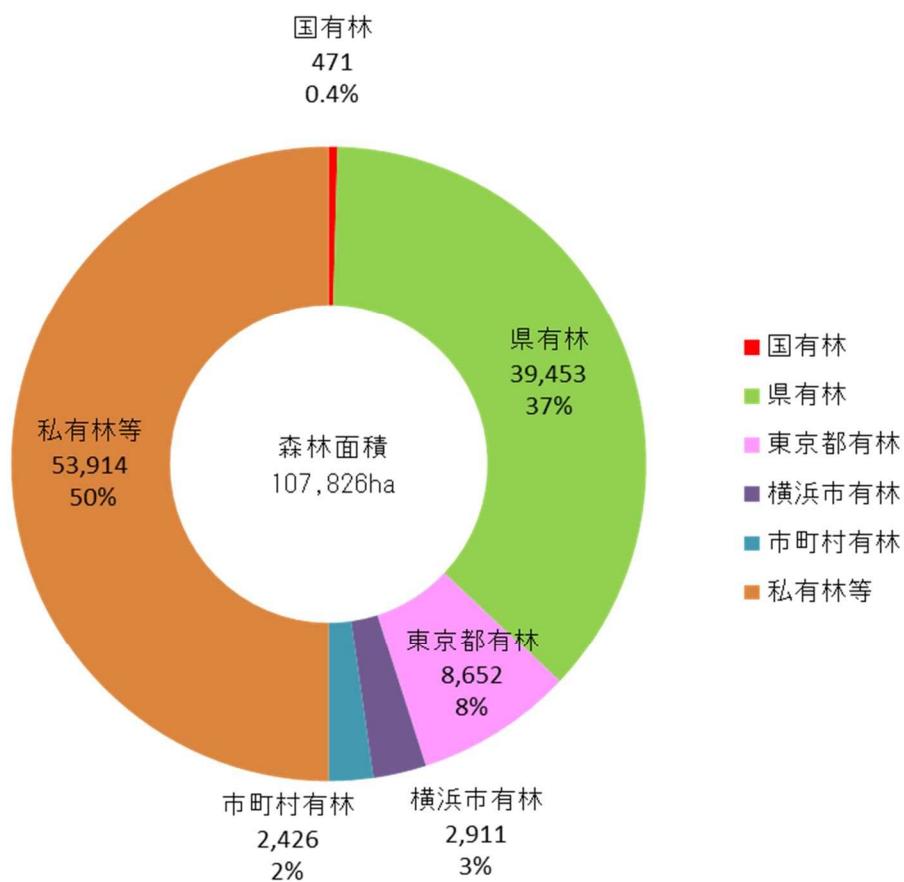


図 1-4-1 所有形態別森林面積（単位 面積：ha）

私有林の所有形態は、1ha未満の所有が70%を占め、小規模、零細な構造となっている。

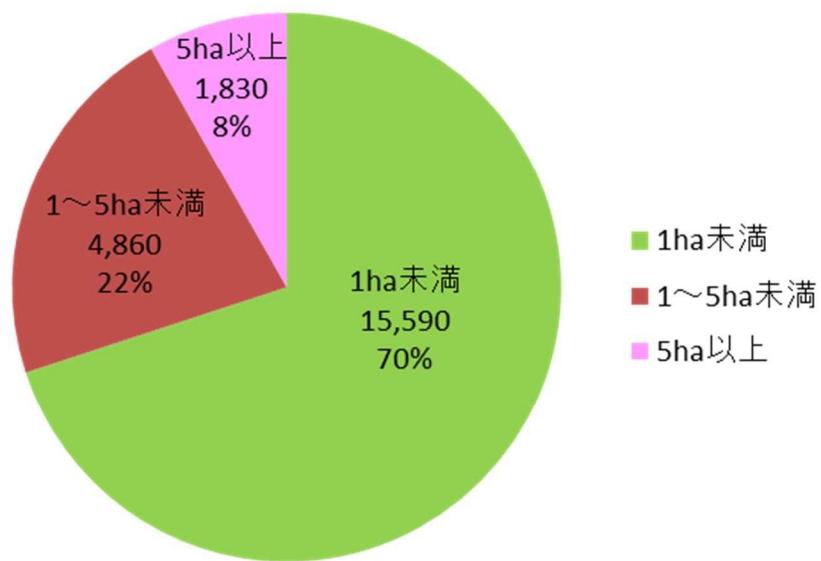


図 1-4-2 私有林の所有規模別森林所有者数（単位 所有者数：人）

(2) 森林資源の状況

森林資源の状況については、次のとおりである。

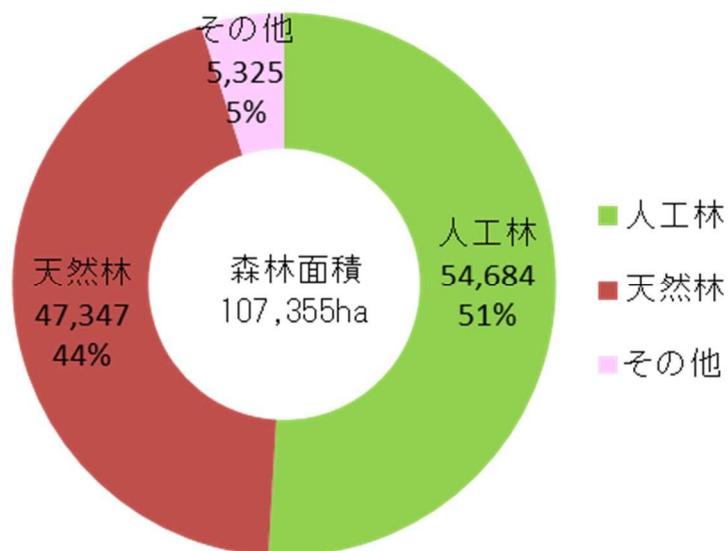


図 1-4-3 人天別森林面積（単位 面積：ha）

※国有林を除く

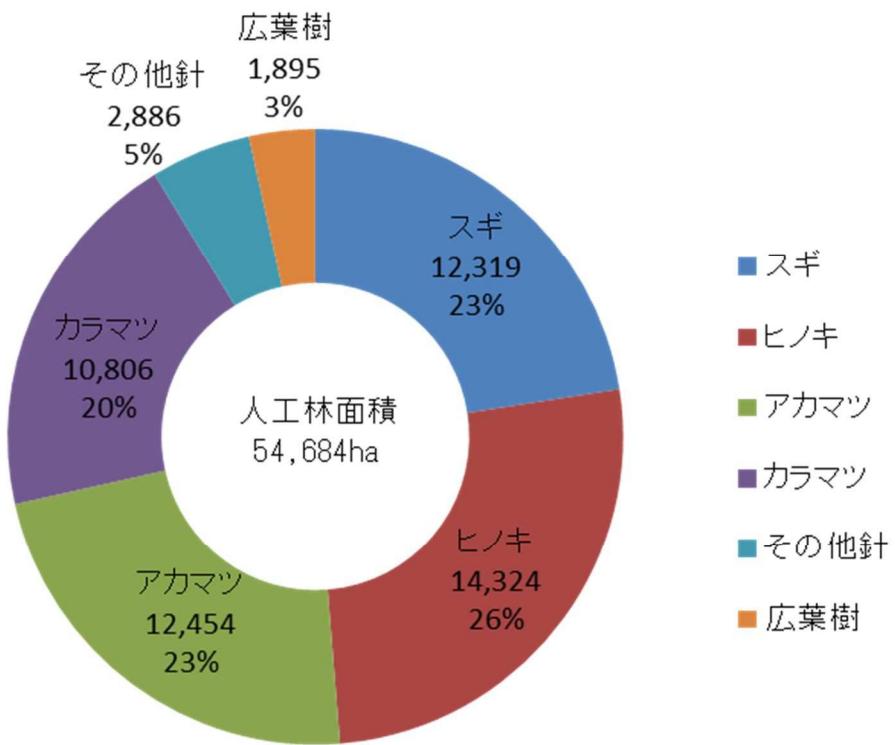


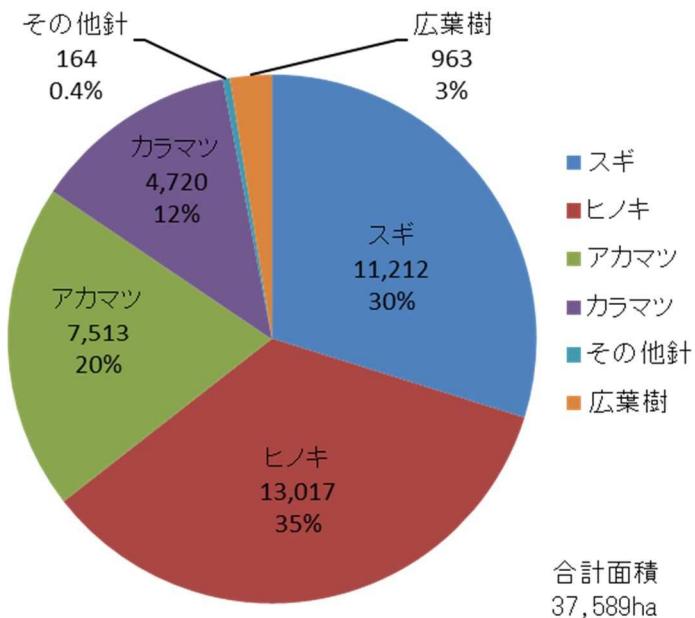
図 1-4-4 人工林樹種別森林面積（単位 面積：ha）

※国有林を除く

人工林率は51%とほぼ半分が人工林となっており、このうちスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツが全樹種の9割を占めている。

地域別では、東部地域においてはスギ、ヒノキの構成比が高く、富士北麓地域ではアカマツ、カラマツの構成比が高くなっている。

東部地域



富士北麓地域

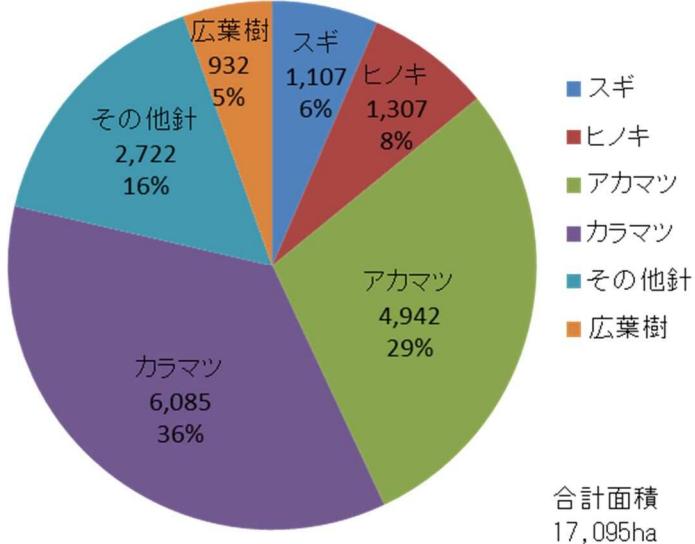


図 1-4-5 管内地域別人工林樹種別面積（単位 面積：ha）

※国有林を除く

人工林の齢級別構成では、木材としての利用が見込まれる11齢級以上が面積で76%、蓄積で84%を占めており、齢級構成が遍在している。

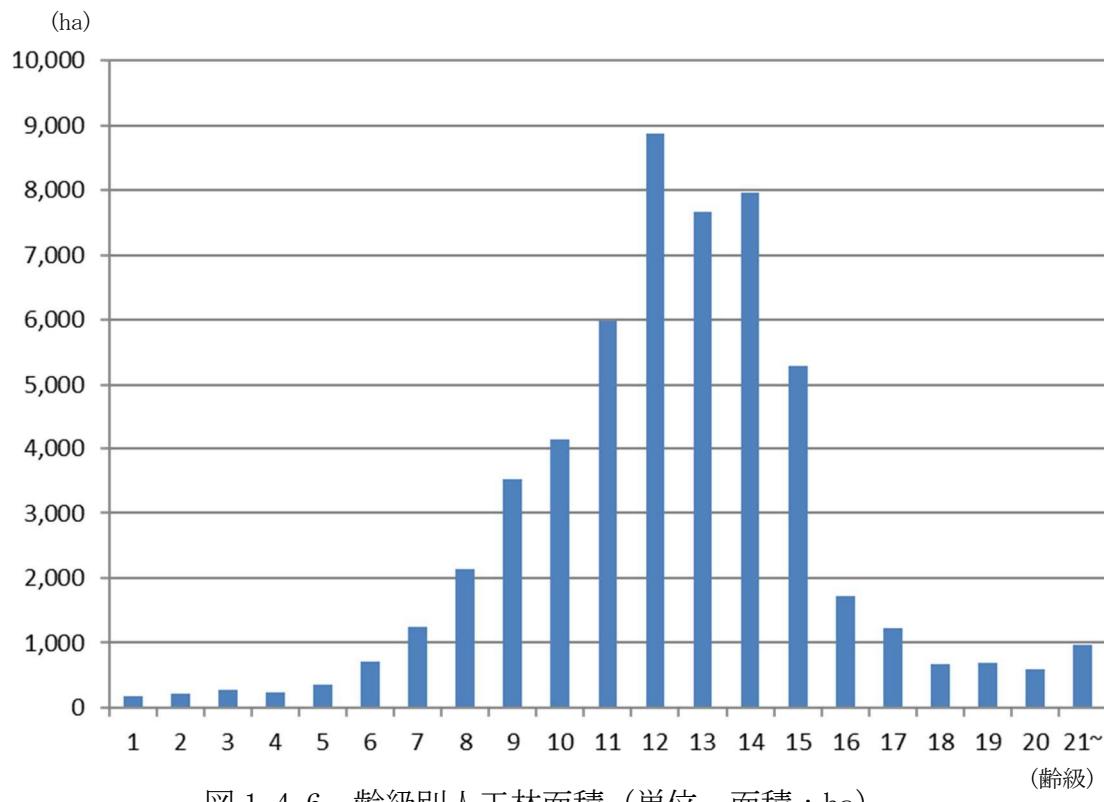


図 1-4-6 齢級別人工林面積 (単位 面積 : ha)

※国有林を除く

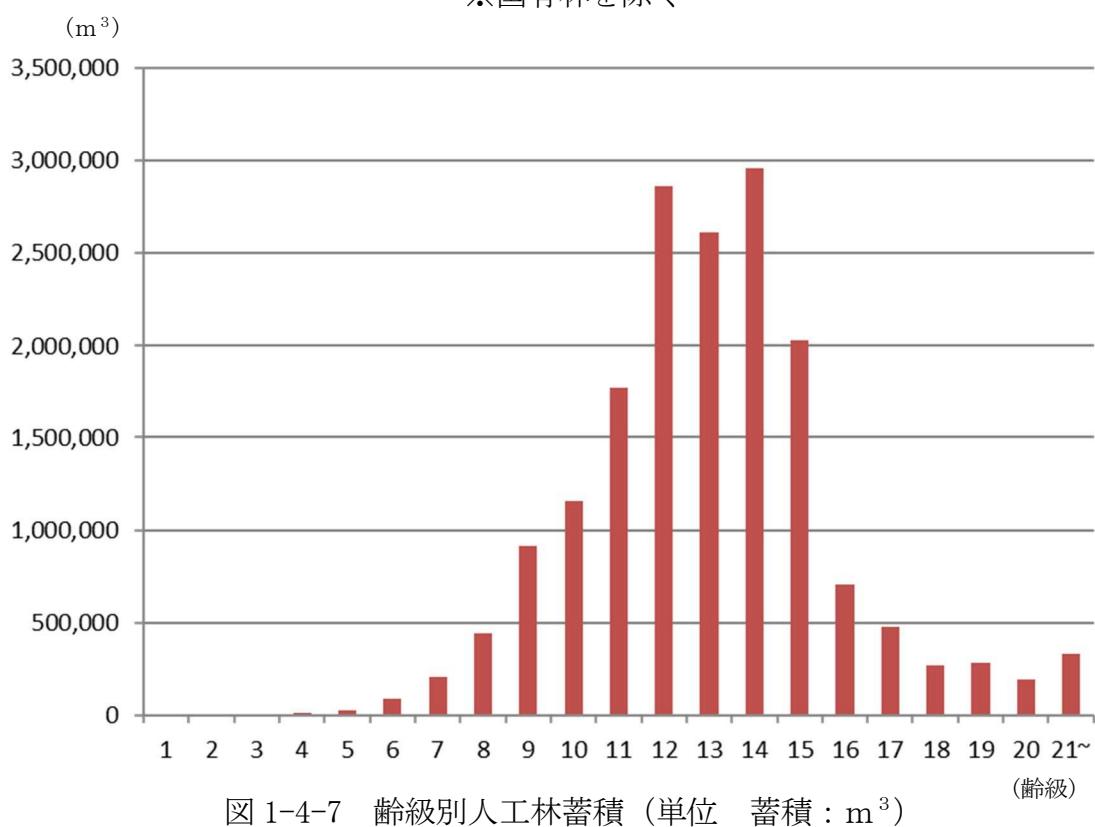


図 1-4-7 齢級別人工林蓄積 (単位 蓄積 : m³)

※国有林を除く

(3) 保安林等の指定状況

計画区の森林のうち、47,370haが保安林に指定されており、国有林を除く区域の44%が保安林となっている。

表1-4-1 保安林の指定状況 (単位 面積: ha、割合: %)

区分	水源涵養	土砂流出防備	土砂崩壊防備	防風	水害防備	干害防備	落石防止	防火	保健	風致	合計
面積	36,400	9,964	1	25	3	4	1	—	(1,603) 964	8	(1,603) 47,370
割合	76.8	21.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	—	2.0	0.0	100

注1 四捨五入のため、合計は一致しない場合がある。

注2 括弧内は重複を含んだ面積である。

また、計画区には、49,674haの自然公園等が指定されているが、これは、計画区の国有林を除く森林の46%を占めており、自然環境の保全や国民の保健休養に重要な地域となっている。

表1-4-2 県内の自然公園 (単位 面積: ha、割合: %)

名 称	県内面積	うち計画区内面積	割合
富士箱根伊豆国立公園	36,796	36,796	100
南アルプス国立公園	18,286	—	—
秩父多摩甲斐国立公園	46,834	12,878	27
八ヶ岳中信高原国定公園	4,088	—	—
県立南アルプス巨摩自然公園	14,841	—	—
県立四尾連湖自然公園	362	—	—
計	121,207	49,674	41

注 面積には地域森林計画対象森林以外も含む。

5 その他（計画区内における近年の動向）

（1）木質バイオマス発電施設の稼働

計画区には平成30年12月にF I T制度に基づく県内初の木質バイオマス発電所が稼働を始め、発電用燃料という新たな木材需要が生まれ、地域の発展に寄与している。

（2）森林空間の利活用に関わる取組

鳴沢村及び小菅村において、自然共生型のアウトドアパーク「フォレストアドベンチャー」が整備されているほか、令和4年には富士吉田市に森林空間を活用した自転車パークがオープンするなど、多様化する新たなニーズに対応する取組が進められており、首都圏に近い地域性を生かした都市との交流や新たなワーク・ライフスタイルの実現、地域の活性化の促進が期待されている。

第2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画における前期5箇年分の実行結果の概要及び評価は以下のとおりである。

1 伐採立木材積

(単位 材積 : 千m³)

区分	総数			主伐			間伐		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
計画区総数	741.2	326.5	44%	190.0	140.3	74%	551.2	186.2	34%

- ・ 主伐については、合板用材等としてカラマツ、スギ、アカマツに一定の需要があることから、計画量に対して74%の実行量となった。
- ・ 間伐については、間伐対象齢級の森林資源量等をもとに計画しており、間伐の着実な推進のため施業集約化に取り組んでいるが、計画量の34%の実行量にとどまった。

2 間伐面積

(単位 面積 : ha)

区分	間伐		
	計画	実行	実行歩合
計画区総数	8,390	2,434	29%

- ・ 間伐については、間伐対象齢級の森林資源量等をもとに計画しており、間伐の着実な推進のため施業集約化に取り組んでいるが、計画量の29%の実行量にとどまった。

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

(単位 面積 : ha)

総数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
1,738	417	24%	1,124	305	27%	614	112	18%

- ・ 主伐の実行量が計画を下回ったこと、主伐箇所のha当たり立木材積が計画時点の見込みを上回ったこと等から、計画を下回る実績となっている。

4 林道の開設及び拡張の数量

(単位 延長 : km)

区分	開設			改築			改良			舗装		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
合計	32.4	10.1	31%	4.0	0.5	13%	23.8	6.8	29%	5.0	2.4	48%

- ・ 人件費や資材費のコスト増等により、林道の開設は計画量に対して31%の実行量となっているが、簡易な規格による森林作業道の普及も大きく進んでいること等から、路網延長は着実に伸びている。

※ 森林作業道延長 81 km (平成29年度末) → 136 km (令和4年度末)

5 保安施設の整備

(1) 保安林の指定面積

(単位 面積 : ha)

区分	水源の涵養のための保安林			災害の防備のための保安林			保健風致の保存等のための保安林		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
合計	134	25	19%	68	88	129%	—	5	—

- ・ 水源の涵養のための保安林については、同意取得が進まず計画を下回った。災害の防備のための保安林については、台風災害等により緊急的に治山事業を実施する箇所が生じたことに伴い指定が進み計画を上回った。

(2) 治山事業施行地区数

(単位 地区)

区分	治山事業施行地区数		
	計画	実行	実行歩合
合計	93	132	142%

- ・ 台風災害等により緊急的に実施する箇所が生じたため、計画を上回る実行となった。

6 要整備森林の施業の区分別面積

該当なし。

第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

本計画は、森林法に基づき、全国の広域流域別に森林の整備及び保全の目標並びにその目標を実現するために必要な伐採立木材積、造林面積、林道開設量等を定めた全国森林計画に即し、令和2年3月に策定した「やまなし森林整備・林業成長産業化推進プラン」の実現に向けて森林資源の利活用及び森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、前計画の実行結果及び評価を踏まえつつ、計画区の現状や地域的な特性を考慮して目標及び計画量を定めたものである。

1 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林の有する木材等生産、水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能について、各機能区分に応じた望ましい森林の姿を示した上で、その実現に向けて多様な森林づくりを推進していく。

2 森林の整備に関する事項

（1）森林資源の循環利用による木材利用の促進

計画区のうち東部地域はスギ・ヒノキ、富士北麓地域ではアカマツ・カラマツの構成比が高い人工林について、充実してきた森林資源を有効に利用し資源の循環を図る必要がある。そのため、今後は主伐を推進していくとともに、計画区内の木材流通拠点である甲斐東部木材団地を中心に木材の利用を促進していく。また、計画区内に整備された木質バイオマス発電施設への燃料の安定供給のため、未利用となっている林地残材の利用促進を図る。

また、伐採跡地の適正な更新を確保することにより、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図る。

（2）施業集約化と路網整備による採算性の向上

計画区内の人工林資源の多くは利用可能な時期を迎えており、資源を有効に活用していくことが求められている。

このため、効率的に木材を搬出する体制を確立していくことが重要であり、小規模林地を面的にとりまとめる施業集約化と路網整備の一層の推進とともに、低コストで木材生産を可能とする作業システムの普及、ＩＣＴの活用、林業経営体の経営基盤強

化、県産材の需要拡大と安定的供給体制の整備、木質バイオマスの利用促進、林業従事者の確保・育成に取り組むことにより、林業の採算性の向上を図る。

(3) 多様な森林整備の促進

計画区内の森林は、地域住民だけでなく東京都及び神奈川県の住民の水源として重要な役割を担っているとともに、富士北麓地域は、世界文化遺産に登録された富士山を中心とした、我が国を代表する国際的な観光地である。このため、景観にも配慮して森林整備を行うとともに、下流都県と連携を図り相模川や多摩川流域の上下流の交流や、企業と森林所有者などが協定を締結して森林整備を行う企業の森づくり活動を推進し、木材生産機能はもとより、水源の涵養、自然環境の保全、レクリエーションや教育の場としての利用等、森林の機能区分に応じた多様な森林整備を促進する。

3 森林の保全に関する事項

(1) 自然公園など貴重な自然の保全・保護

本計画区は、北部の小菅村及び丹波山村の大部分が秩父多摩甲斐国立公園に、南部の大部分が富士箱根伊豆国立公園に指定されるなど、森林を主体とした豊かな自然環境を有していることから、生物多様性保全と森林の利活用との調和を図るための適正な森林管理を実施していく。また、青木ヶ原樹海など学術的に貴重な森林もあることから、多様な森林生態系の維持・保全を図る。

また、ニホンジカによる被害は、近年減少傾向にあるものの森林被害は依然として深刻な状況であることから、引き続き被害のおそれのある森林の区域を明確化し、森林被害防除対策を推進する。

(2) 災害に強い県土づくりのための保安林指定や事業の実施

水源涵養機能や山地災害防止機能といった森林の公益的機能の発揮を通じて、地域住民の生命財産を守る災害に強い県土づくりを進めるため、発揮させるべき機能に応じて保安林に指定するとともに、本計画区は、御坂層等の地質・地形的に脆弱な箇所が多いことも踏まえ、渓間工や山腹工等の治山事業及び植栽や本数調整伐等の森林整備事業の実施により保安林の保全や荒廃地の復旧及び災害の未然防止を図る。

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

森林法第2条に規定されている森林のうち、自然的、経済的、社会的諸条件及びその周辺の地域における土地利用の動向から見て、森林として利用することが相当と認められ、その有する機能の維持増進を図るため効率的な整備を図るべき民有林を計画対象として定めた。

1 地域森林計画の対象とする市町村別の森林面積

(単位 面積 : ha)

区分	面積			備考
	総数	県有林	民有林	
総数	107,355	39,453	67,902	
富士・東部林務環境事務所	富士吉田市	8,494	5,447	3,047
	都留市	13,554	5,955	7,600
	大月市	24,065	11,214	12,851
	上野原市	13,788	1,299	12,489
	道志村	7,470	—	7,470
	西桂町	1,295	417	878
	忍野村	1,513	—	1,513
	山中湖村	3,125	1,351	1,774
	鳴沢村	7,744	6,724	1,020
	富士河口湖町	11,484	7,046	4,437
	小菅村	4,953	—	4,953
	丹波山村	9,868	—	9,868

- 注1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の県有林及び民有林とする。
- 2 森林計画図の縦覧場所は、林政部森林整備課、富士・東部林務環境事務所、計画区の当該市町村とする。
- 3 計画の対象とする森林のうち、保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く森林については、森林法第10条の2第1項に基づく開発行為の許可、同法第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出の対象となる。
- 4 計画の対象とする森林は、森林法第10条の7の2第1項に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出の対象となる。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の有する各機能の機能発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりである。

機能区分	機能発揮の上から望ましい森林の姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能／土壤保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息している渓畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が大きい森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

※ これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることから、上記の区分には含めていない。

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に發揮させるため、適切な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持増進を推進する。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養^{かん}、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産の各機能を高度に発揮するため適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、森林所有者等から森林組合等が委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適正な運用、治山施設の整備、森林病害虫や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取り組みを推進する。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と人口減少等の社会的変化、花粉発生源対策や流域治水と連携した対策の必要性等にも配慮する。また、森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や森林G I Sの効果的な活用を図る。

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針については、次のとおりである。

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能 ^{かん}	<p>洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。</p> <p>また、立地条件や県民のニーズ等に応じ、針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養^{かん}の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
山地災害防止機能／土壤保全機能	<p>災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。</p> <p>また、立地条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用</p>

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
	<p>した施業を推進する。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進する。</p>
快適環境形成機能	<p>地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。</p> <p>また、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
文化機能	<p>美しい景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。</p> <p>また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
生物多様性保全機能	<p>原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。</p> <p>また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を図る。</p>

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成单層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

ア 育成单層林・育成複層林・天然生林の区分

期待する機能の発揮に向けた森林への誘導については、育成のための人為（※）の程度、单層・複層という森林の階層構造に着目し、次の3区分を定める。

（単位 面積：ha、蓄積：m³/ha）

区分		現況	計画期末
面積	育成单層林	51,293	47,078
	育成複層林	4,458	9,143
	天然生林	51,604	51,134
森林蓄積		247	252

注1 育成单層林は、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、单一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林

- 2 育成複層林は、森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は单木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において、林齡や樹種の違いから複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林
- 3 天然生林は、主として自然に散布された種子等により成立し、維持される森林。このほか、未立木地、竹林等を含む。

※「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助作業（天然下種更新のための地表のかき起こし・刈り払い等）、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

イ 森林の区分に応じた誘導の考え方

（ア）育成单層林

現況が育成单層林となっている森林のうち、林地生産力が比較的高く、かつ、傾斜

が緩やかな場所に位置するものについては、木材等生産機能の発揮を期待する育成単層林として確実に維持し、資源の充実を図る。この場合、短伐期や長伐期など多様な伐期での伐採と植栽による確実な更新を図る。伐採に当たっては、土砂の流出を招かないよう、搬出方法の選択、保護樹帯の設置等を適切に行う。また、水源涵養機能又は山地災害防止機能／土壤保全機能の発揮を同時に期待する森林では、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、自然条件等に応じて皆伐面積の縮小・分散や、間伐の繰り返しによる伐期の長期化、植栽による確実な更新を図る。

また、急傾斜の森林又は林地生産力の低い森林については、育成複層林に誘導する。この場合、水源涵養等の公益的機能と木材等生産機能の発揮を同時に期待する森林では、自然条件等に応じ、帯状又は群状の伐採と植栽による確実な更新により効率的に育成複層林に誘導する。林地生産力が低く公益的機能の発揮のため継続的な育成管理が必要なその他の森林は、自然条件等に応じて択伐や帯状又は群状の伐採と広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林に誘導する。

なお、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮を期待する森林では、上記の考え方によらず、景観の創出等の観点から、間伐等の繰り返しにより長期にわたって育成単層林を維持するか、又は自然条件等に応じ広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林に誘導する。また、希少な生物が生育・生息する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、天然力を活用した更新を促し、針広混交の育成複層林又は天然生林に誘導する。

(イ) 育成複層林

現況が育成複層林となっている森林については、公益的機能の発揮のため引き続き育成複層林として維持することを基本とする。ただし、希少な生物が生育・生息する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、必要に応じて、天然力の活用により、天然生林への誘導を図る。

(ウ) 天然生林

現況が天然生林となっている森林のうち、いわゆる里山林など下層植生等の状況から公益的機能発揮のために継続的な維持・管理が必要な森林や、針葉樹単層林に介在して継続的な資源利用が見込まれる広葉樹林等については、更新補助作業等により育成複層林に誘導する。

その他の森林は、天然生林として維持する。特に、原生的な森林生態系や希少な生物が生育・生息する森林等については、自然の推移に委ねることを基本として、必要に応じて植生の復元を図る。

2 その他必要な事項

(1) 公的関与による森林整備

林業の採算性の悪化を背景に、森林所有者の自助努力のみでは適切な森林整備が期待できない森林のうち、公益的機能の高度発揮が求められる森林については、県、市町村、森林整備センター等の公的関与による森林整備を推進していく必要がある。

このため、間伐又は保育が適切に実施されず荒廃している森林について、森林所有者等と皆伐や転用を一定期間制限する協定を締結した上で、県の森林環境税を用いた森林整備を行い、公益的機能の高い森林への再生を図る。

また、市町村においては、平成31年4月から施行された森林経営管理法に基づき、手入れ不足となっている私有人工林を主な対象として、森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者が自ら実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については、意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については、市町村が森林環境譲与税を活用するなどして自ら経営管理を実施していく。

(2) 県民参加の森林づくり

森林の有する多面的機能を持続的に発揮させていくためには、林業関係者のみならず、森林の整備・保全を社会全体で支えるという意識を醸成していくことが重要であり、地域住民、NPO法人、企業等のボランティア団体、都市住民等が連携した森林整備や木材利用等の取り組みを通して「県民や企業等の参加による森林づくり」を推進していく。

第3 森林の整備に関する事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、各地域の気候、地形、土壌等の自然条件、施業制限の有無、木材の需要動向、公益的機能の発揮など森林に対する社会的要請等を勘案することが重要である。

また、施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行うとともに、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以

外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努める。さらに、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。このほか、野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行う。

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、市町村森林整備計画において立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定める。

立木の伐採のうち、更新（伐採跡地が再び立木地となること。）を伴う伐採である主伐に当たっては、森林の有する多面的な機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続するがないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するとともに、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、渓流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置する。

なお、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑える。

また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定する。

立木の標準伐期齢については、地域を通じた立木の主伐の時期に関する指標として、主要樹種ごとに、平均成長量が最大となる年齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定める。施業の体系等が著しく異なる地域がある場合には、当該地域ごとに定める。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理する。特に、伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

ア 皆伐

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壤等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が過度に連続するがないよう特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に

配慮し、適確な更新を図る。

イ 抜伐

抜伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であり、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであるが、その伐採率は30%以下とし、伐採後の造林が植栽による場合には40%以下とする。

なお、抜伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持する。

ウ 人工林の主伐の時期

人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、次表を基礎として定める。

【基準】

樹種	生産目標	期待径級 (cm)	主伐の時期 (年)
スギ	普通材	24	40
	大径材	36	80
ヒノキ	普通材	22	45
	大径材	30	90
アカマツ	普通材	24	40
	大径材	34	80
カラマツ	普通材	22	40
	大径材	26	80

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

主要樹種ごとに下表に示す林齢を基礎として平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定める。

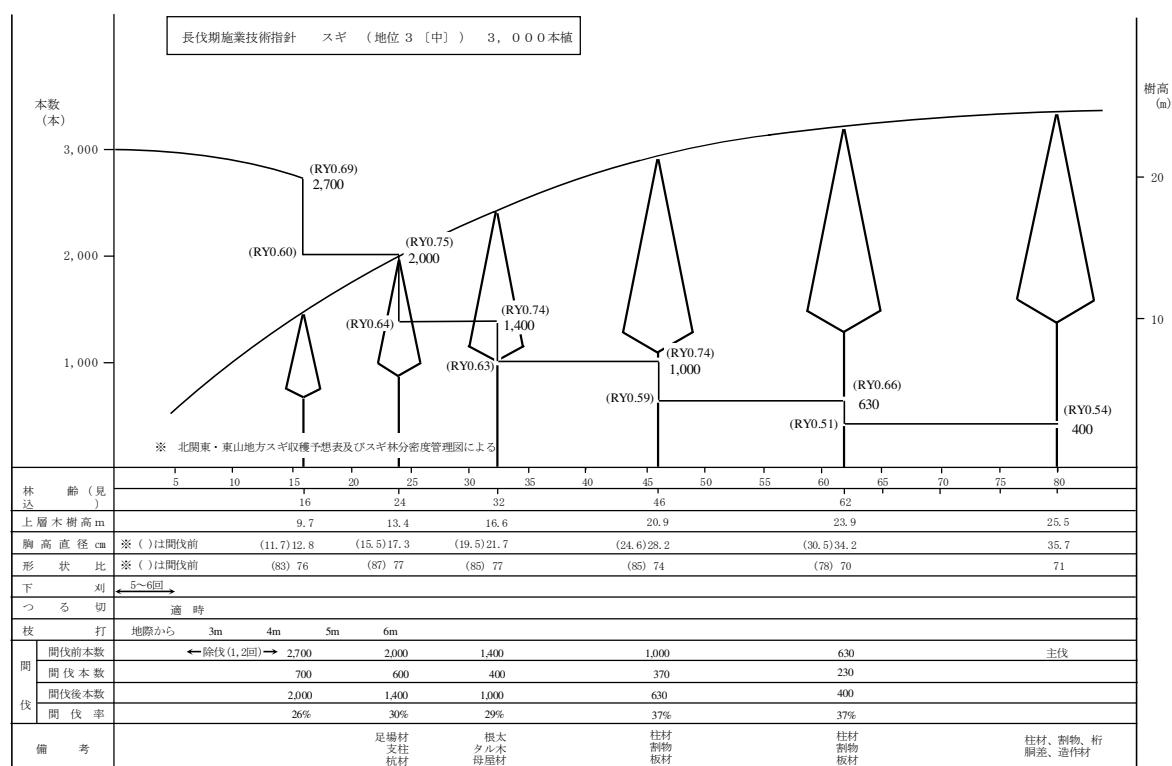
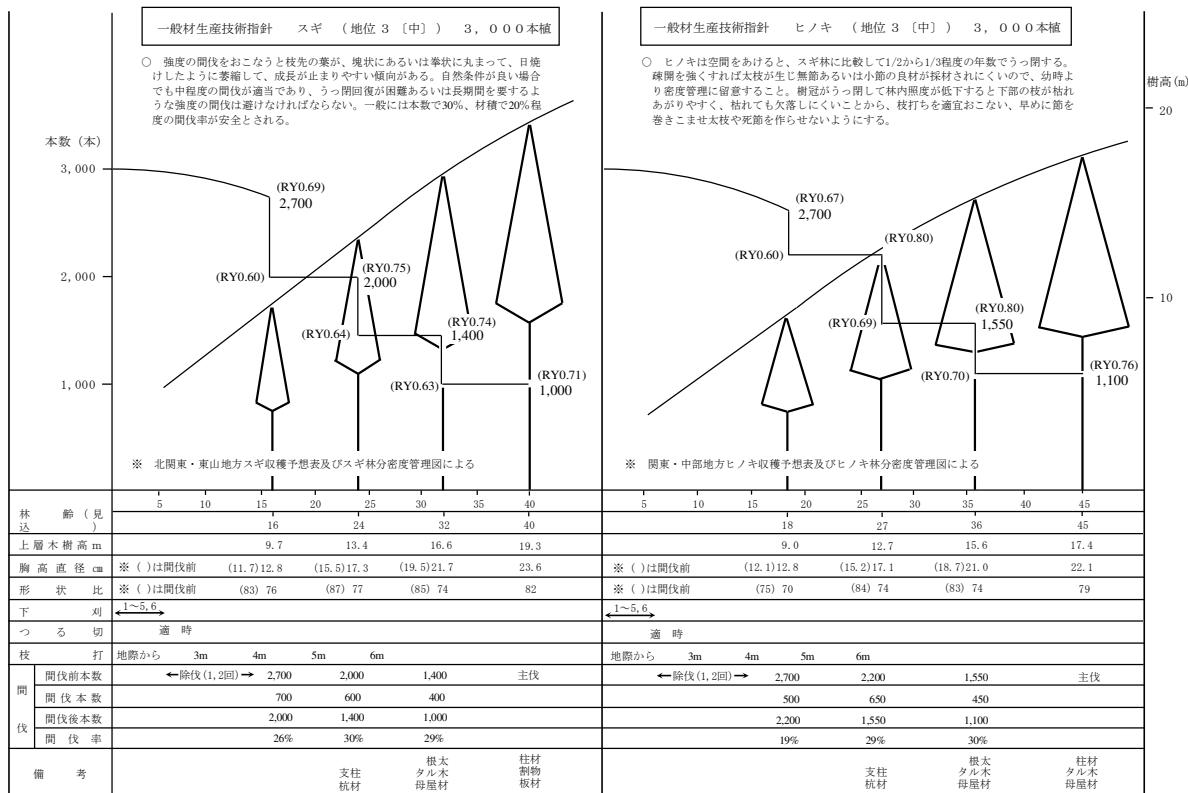
なお、立木の標準伐期齢は、計画区内の標準的な立木の伐採（主伐）の時期として森林施業の指標、制限林における伐採規制等に用いられるものであり、標準伐期齢に達した時点での伐採を義務づけるものではない。

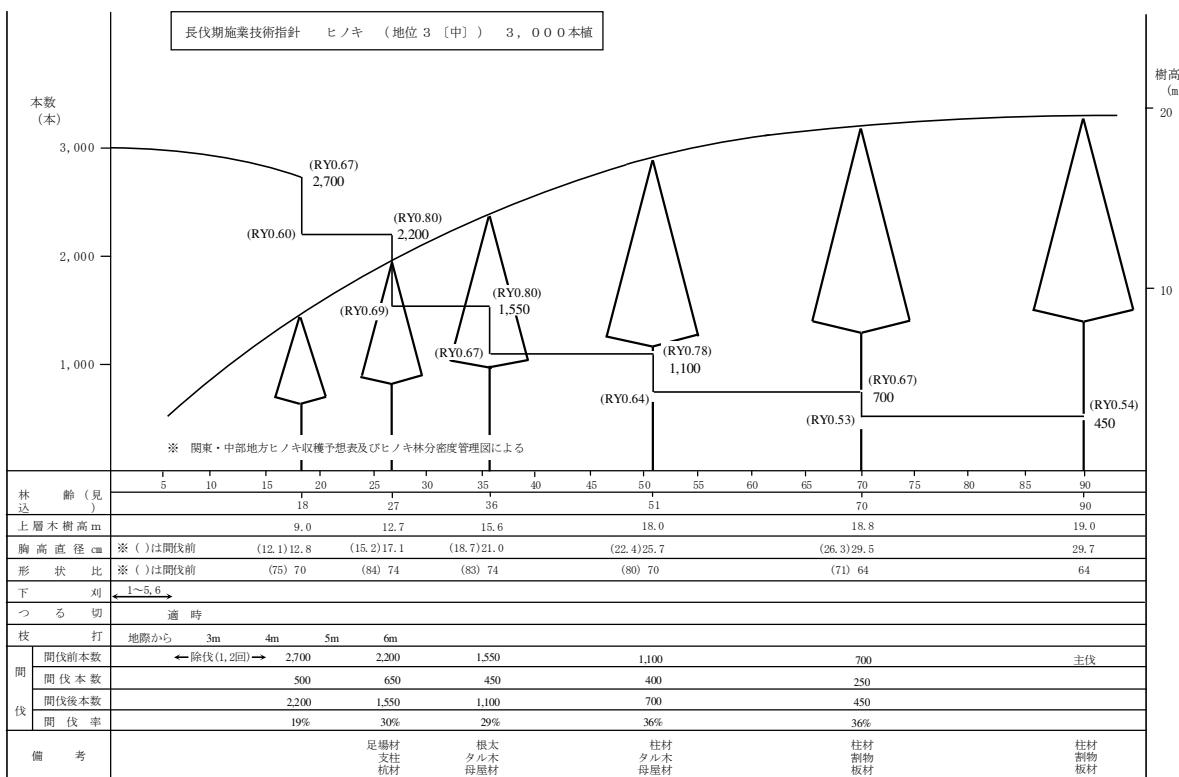
【基準】

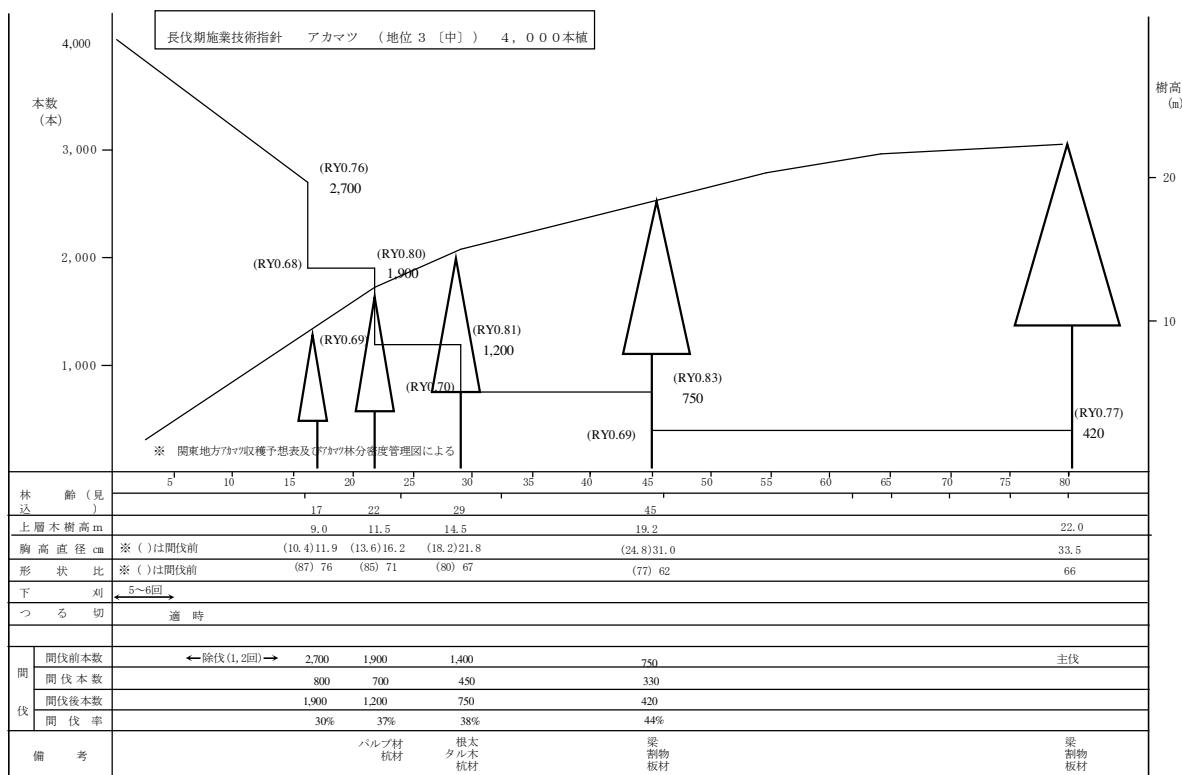
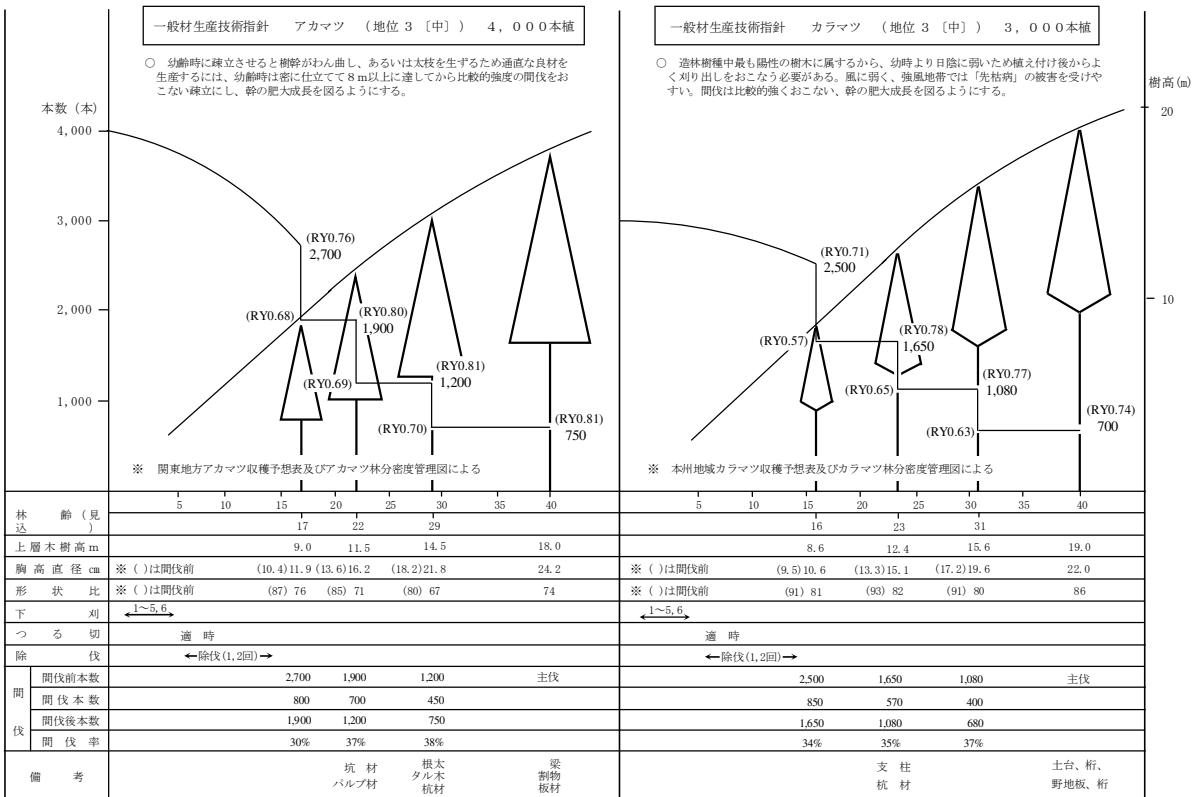
樹種	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	モミ・ シラベ	その他針 葉樹	クヌギ・ナラ類		その他広 葉樹
							用材用	その他	
林齢	40	45	40	40	50	70	30	15	50

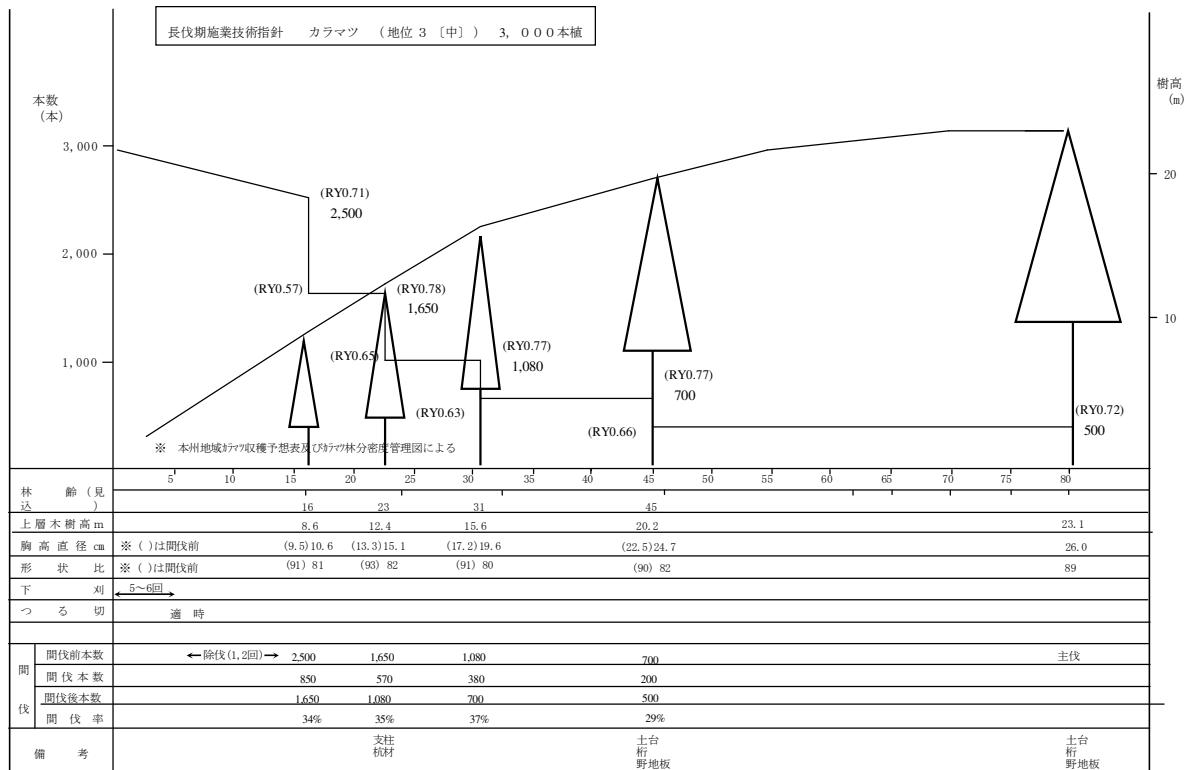
(3) その他必要な事項

・技術指針（参考）









2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

人工造林の対象樹種や標準的な方法、伐採跡地の人工造林をすべき期間については、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定める。

また、人工造林は、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適當である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林をすべき樹種の選定は適地適木を旨として、各地域の立地条件、既存造林地の生育状況及び獣害の有無を勘案して、針葉樹はスギ、ヒノキ、カラマツを主体に選定する。また、広葉樹は郷土樹種をはじめケヤキ、ミズナラ、カエデなどを利用目的別に、針葉樹と同様に諸条件を考慮し選定する。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

(ア) 人工林の植栽本数

主要樹種の植栽本数は下表の区分、本数を基礎として、既往の植栽本数及び施業体系を勘案し、目的とする森林経営によって定める。

【基準】

単位：本/ha

区分	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	シラベ モミ	広葉樹
中仕立て	3,000 ～ 4,000	3,000 ～ 4,000		2,000 ～ 4,000		3,000 ～ 6,000

(イ) 人工造林の標準的な方法

a 地拵えの方法

伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないよう整理するとともに、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋刈り地拵えとするなど適切な方法を選択し実施する。

b 植付方法

気候、立地条件及び既往の植付方法を勘案しつつ、樹種の生理的条件を考慮

し、適期に植え付ける。また、周辺の林地の状況から獣害のおそれがある場合は、防護柵、ネット等の被害対策も同時に行う。

なお、効率的な施業実施の観点から、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入を検討するとともに、苗木の選定については、特定苗木などの成長に優れた苗木や花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。）の増加に努める。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、皆伐地においては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとする。択伐地においては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間に更新するものとする。

（2）天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壤等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行う。

なお、天然更新の対象樹種や標準的な方法、伐採跡地の天然更新をすべき期間については、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定める。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は天然力を活用し、地表かき起こし、刈出し、ぼう芽等により確実な更新が図られる樹種とし、針葉樹及びクヌギ、コナラ、ブナ、クリ、ケヤキ、ミズメ、ミズキ、イタヤカエデ、キハダ、ホオノキ、ミズナラ、その他高木性の郷土樹種を定める。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

ぼう芽更新については、ぼう芽の優劣が明らかとなる1～6年目頃に、良好なぼう芽について、1株当たりの仕立て本数2～3本を目安としてぼう芽整理を行う。

天然下種更新については、笹や粗腐植の堆積等により更新が阻害されている場合には、末木枝条類の除去やかき起こし、あるいは稚樹の生育を促進するための刈出しを行うほか、稚樹の発生が不十分な箇所においては植込み等の天然更新補助作業を行う。

なお、天然更新の対象樹種の生育し得る最大の立木本数として想定される本数（期待成立本数）は、10,000本/ha程度を標準とする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

伐採跡地の天然更新については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を図るものとし、更新完了基準は次のとおりとする。現地確認により5年を経過しても完了基準の要件を満たすことができない森林については、天然更新補助作業の実施を検討する。なお、人工林を針広混交林へ誘導するための施業による天然更新については、この基準によるもののほか、保安林の指定施業要件の基準等によることも可能とする。

また、伐採後に更新すべき期間を超える伐採跡地については、早急に更新を図る。

【更新完了基準】

主林木の樹高が50cm以上で、立木度3以上（幼齢林分についてはイに定める期待成立本数の10分の3以上）をもって更新完了とする。

（3）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

次のような天然更新が期待できない森林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として、市町村森林整備計画において基準を定める。

- ・ 種子を供給する母樹が周囲や林内に十分存在しない森林
- ・ 天然稚樹の生育が期待できない森林
- ・ 面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林
- ・ 主伐後に天然更新を図ったが不成功となった森林及び自然条件が類似するその近隣の森林

（4）その他必要な事項

該当なし。

3 間伐及び保育に関する基本的事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、間伐・保育の実施状況を勘案して計画事項を定める。

（1）間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を基準とし、既往の間伐方法を勘案して、林木の競合状態に応じた間伐の

開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定める。

【間伐基準表】

樹種	植栽本数 (本/ha)	間伐時期(林齡)				間伐の方法		
		初回	2回目	3回目	4回目 以降	(本数間伐率)(%)		
						初回	2回目	3回目
スギ	中仕立て 3,000	14~18	19~26	27~32	長 伐 期 施 業	(20~30) 550~750	(25~30) 500~700	(25~30) 300~500
ヒノキ	中仕立て 3,000	16~22	23~29	30~36		(15~25) 400~600	(25~35) 500~700	(25~30) 300~500
アカマツ	中仕立て 3,000	16~20	21~26	27~32		(20~30) 700~900	(30~40) 600~800	(30~40) 300~500
カラマツ	中仕立て 3,000	14~18	19~26	27~32		(25~35) 700~900	(25~35) 500~700	(30~40) 300~500

なお、間伐とは、林冠がうつ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、樹冠疎密度が10分の8以上になることをいう。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算して概ね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。

また、間伐本来の目的からすれば林木の生長に応じて弱度の定性間伐を繰り返し行うことが最良であることを踏まえ、実行に当たっては自然条件、造林木の生育状況及び生産目標等を勘案し、時期、回数、作業方法等を決定する。

(参考) 施業省力化を図った場合のスギ、ヒノキの最低限実施すべき間伐の時期及び回数

樹種	植栽本数 (本/ha)	間伐時期(林齡)			間伐の方法		
		初回	2回目	3回目 以降	(本数間伐率)(%)		
					初回	2回目	
スギ	中仕立て 3,000	18~22	28~32	長 伐 期 施 業	(30~40) 800~1,000	(35~45) 600~800	
ヒノキ	中仕立て 3,000				(20~35) 600~800	(30~40) 500~700	

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基準とし、既往の保育方法等を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定める。

【保育の基準表】

保育の種類	樹種	実施林齡・回数	備考
下刈	スギ ヒノキ	植栽の年から6年間、年1回以上行うこと。	造林木の高さが雑草類の草丈の約1.5倍になるまで行うこと。実施時期は6月上旬～8月上旬を目安とする。
	アカマツ カラマツ	植栽の年から5年間、年1回以上行うこと。	
つる切	スギ ヒノキ アカマツ カラマツ	下刈終了後除伐までの期間に繁茂する状況に応じて適時適切に行うこと。	クズの繁茂する箇所では、早期に処理すること。実施時期は6月～7月を目安とする。
除伐	スギ ヒノキ アカマツ カラマツ	下刈終了後から15年生までの間に、造林木の生育が阻害されている箇所及び阻害されるおそれのある箇所について1回～2回行うこと。	目的樹種以外であっても、生育状況及び将来の利用価値を勘案して、有用な林木については育成を図ること。
枝打ち	スギ ヒノキ	生産目標を考慮し、根元直径が6cm程度の時期に開始し、2回目以降は枝下径が6cm程度に生長した時期に地際から4～6m程度まで3～4回前後行うことを標準とし、1回当たりの枝打ち高さ1.5mを目安とすること。	病虫害の発生を予防とともに、材の完満度を高め、優良材を得るために行う。実施時期は、樹木の生長休止期の12月下旬～3月上旬を目安とする。

なお、本基準表は一般的な目安を示したものであり、実行に当たっては画一的に行うことなく、自然条件、植栽木の生育状況及び生産目標等に即して効果的な時期、回数、作業方法等を十分検討の上、適切に実行する。

(3) その他必要な事項

間伐対象林分の高齢級化が進む中で、原木の安定供給を一層促進するとともに、森林所有者の負担軽減を図っていくためには、利用間伐の推進が不可欠であり、森林施業の集約化や高性能林業機械の導入、列状間伐の実施など、効率的な森林整備を推進し、間伐材の利用拡大等に積極的に取り組む。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林とは、公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進する森林であり、その森林の区域を、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能）、土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止機能/土壤保全機能）、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能）、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能）に区分して定める。

具体的な森林の区域及び施業の方法は、市町村森林整備計画において定めるものであるが、その設定にあたっては、自然的・社会的・経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受認し得る範囲内で定める。

なお、区域内において機能が重複する場合は、それぞれの機能発揮に支障がないよう留意する必要がある。

ア 区域の設定の基準

(ア) 水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能）

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林、地域の重要な用水源の周辺に存する森林であって、水源涵養機能の維持増進を図る森林として、次の条件のいずれかに該当する森林

a 地形

- (a) 標高の高い地域
- (b) 傾斜が急峻な地域
- (c) 谷密度の大きい地域
- (d) 起伏量の大きい地域
- (e) 渓床又は河床勾配の急な地域
- (f) 掌状型集水区域

b 気象

- (a) 年平均又は季節的降水量の多い地域
- (b) 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域

c その他

大面積伐採が行われがちな地域

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止機能／土壤保全機能）

山腹崩壊等により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林であって、土砂の流出・崩壊の防備など、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として、次の条件のいずれかに該当する森林

a 地形

- (a) 傾斜が急な箇所であること。
- (b) 傾斜の著しい変移点を持っている箇所であること。
- (c) 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所であること。

b 地質

- (a) 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。
- (b) 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。
- (c) 破碎帶又は断層線上にある箇所であること。
- (d) 流れ盤となっている箇所であること。

c 土壤等

- (a) 火山灰地帯等で表土が粗じょうで凝集力の極めて弱い土壤から成っている箇所であること。
- (b) 土層内に異常な滯水層がある箇所であること。
- (c) 石礫地から成っている箇所であること。
- (d) 表土が薄く乾性な土壤から成っている箇所であること。

(ウ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能）

日常生活に密接な関わりを持つ里山林等において、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林であって、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として、次のいずれかに該当する森林

- a 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林
- b 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林

c 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林

(エ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能）

保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、希少な生物が生育・生息している森林であって、保健・レクリエーション／文化／生物多様性保全機能の維持増進を図る森林で、次のいずれかに該当する森林

- a 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林
- b 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの
- c ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林
- d 希少な生物の保護のため必要な森林

イ 施業の方法に関する指針

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能）については、伐期の間隔を拡大するとともに、伐採面積の規模を縮小した皆伐を行い、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を行う。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止機能／土壤保全機能）、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能）、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能）のうち、特にこれらの公益的機能の発揮を図る森林については択伐による複層林施業を行い、それ以外の森林については択伐以外の方法による複層林施業を行う。適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても公益的機能を発揮の確保ができる場合には、長伐期施業を行った上で皆伐することも可能とする。なお、長伐期施業における皆伐については、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

また、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、希少な生物の保護のために必要な森林については、原則として択伐による複層林施業を選択する。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域の設定基準及び森林施業の方法については、以下のとおりとする。

ア 区域の設定の基準

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域は、林木の生育が良好な森林で、地形等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定するとともに、この区域のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域を設定する。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域は、重複を認めるものとし、公益的機能の発揮に支障が生じないよう施業方法を定める。

イ 施業の方法に関する指針

木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、生産目標に応じた伐採の方法等を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施や路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。また、特に効率的な森林施業が可能な森林においては、人工林の伐採後は、原則として植栽による更新を行い、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となるよう努める。

(3) その他必要な事項

該当なし。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網については、森林施業や木材輸送の効率化を担う幹線であり、森林施業用の車両に加え一般車両の走行を想定する「林道」、支線として林道の機能を補完し主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、林道及び林業専用道と施業地とを直結し集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとする。その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとめ等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進する。

また、林道の整備については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林等を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応

の視点を踏まえて推進する。

林道等の開設に当たっては、災害の激甚化や走行車両の大型化に対応した線形選択、排水施設や土場等の適切な設置を推進する。

また、林道の改築・改良に当たっては、既設路線における通行車両の安全確保、維持管理経費の節減、走行車両の大型化対応等の効果を分析し、費用対効果の観点を踏まえた上で、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図るとともに計画的かつ効率的に整備を行う。

○ 基幹路網の現状

(単位：路線、km)

	路線数	延長
基幹路網	185	545
うち林業専用道	8	13

注) 令和5年度開設見込み量を含む。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するため、林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準は以下のとおり。

区分	作業システム	路網密度	基幹路網
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系作業システム	110m/ha 以上	40m/ha 以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系作業システム	85m/ha 以上	35m/ha 以上
	架線系作業システム	25m/ha 以上	25m/ha 以上
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系作業システム	60<50>m/ha 以上	25<15>m/ha 以上
	架線系作業システム	20<15>m/ha 以上	20<15>m/ha 以上
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5m/ha 以上	5m/ha 以上

注) <>書きは広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

路網密度の水準及び作業システムの考え方を踏まえ、基幹路網の整備と併せて森林施業の集約化による効率的な森林施業を推進する路網整備等推進区域を設定する。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網整備を図る観点から、林道規程、山梨県林業専用道作設指針、山梨県森林作業道作設指針に則り開設する。

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出については、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、傾斜等の地形、地質、土壌等の条件に応じて路網と架線を適切に組み合わせて行う。

特に林産物の搬出の方法を定めなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新又は森林の土地の保全に支障を生ずるものとして搬出の方法を特定する森林においては、地表を極力損傷しないよう、架線集材等による。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法 該当なし。

(6) その他必要な事項

該当なし。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化については、県、市町村、森林組合等が中心となって、森林・林業・木材産業関係者の合意形成及び民有林と県有林、国有林との緊密な連携を図りつつ、以下のとおり推進する。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

森林所有者等の委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけや、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知を始めとした普及啓発活動のほか、情報の提供や助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・林業事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換等を目指す。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、市町村による森林所有者等の情報の整備・提供や、森林組合等による施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及

び定着を促進するほか、面的にまとまった共有林での施業の促進や経営意欲の低下した森林所有者等の森林について森林組合等による森林の保有・経営の円滑化を図る。

また、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進するものとする。

あわせて、今後、森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の明確化や森林G I S等による森林情報の整備を進めるとともに、関係者による情報の共有に努める。

（2）森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については、意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については、市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進する。

（3）林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業事業体の体质強化

本計画区内においては、4つある森林組合や各林業事業体の組織・経営基盤の強化が必要である。

このため、山梨県林業労働センター等と連携し、森林組合等林業事業体における雇用関係の明確化及び雇用の安定化による他産業並みの労働条件の確保など、雇用管理の改善並びに事業量の安定的確保、合併・協業化、生産性の向上などによる事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、首都圏からのアクセスの良さ等の立地条件を活かした事業展開などにより、さらなる収入確保を図るなどの多角的な経営を推進する。

また、経営方針を明確化し、生産管理手法の導入などを通じて林業経営基盤を強化することにより、地域の林業の担い手となり得る経営感覚に優れた林業経営体を育成する。

イ 林業従事者の養成・確保

森林施業の効率化に向けて、提案型集約化施業を実践できる技術の習得や能力の向上のための研修等により、林業就業者のキャリア形成支援を進めるなどフォローアップ体制の強化を図っていく。

また、令和4年4月に開講した専門学校山梨県農林大学校森林学科において、林業の現場で即戦力となる高度な知識と技術を備え、将来、林業経営体の中核を担う

人材を育成していく。

さらに、山梨県林業労働センターによる新規就労者の受託募集や、ＩＣＴを活用した高度な林業技術や先進的な林業経営に関する多様な技術研修等を活用し、造林から伐採まで幅広い技術・知識を有する人材の育成に努める。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

ア 高性能林業機械の導入の促進

本計画区の林業事業体による高性能林業機械保有状況は、令和4年度末現在でリースによるものも含め、フェラーバンチャー1台、プロセッサ2台、ハーベスター6台、フォワーダ13台、スイングヤーダ2台、その他高性能林業機械17台となっている。

今後の主伐や利用間伐の推進にこうした高性能林業機械を活用していくことにより、機械稼働率の向上に努めるとともに、地域に適した機械やＩＣＴ機器の導入の促進を図り、施業の低コスト化を推進する。併せて、県などによる講習会の開催等を通じてオペレーターの養成を図る。

イ 低コスト作業システムの推進

現地の作業条件に応じた複数の機械の組み合わせや作業方法の選択により、作業を効率的に進める低コスト作業システムの推進を図るため、地形や路網密度に応じた低コスト作業システムの基準を表一1、表一2に示す。なお、実際の作業現場に適用する場合は、経営形態や地域の特性などを考慮して選択する必要がある。

表－1 低コスト作業システムの分類例（山梨県森林総合研究所作成）

①	ハーベスター + (グラップル) + フォワーダ	車両系
②	チェーンソー + グラップル木寄せ + プロセッサ + フォワーダ	
③	チェーンソー + グラップル (ワインチ) 木寄せ + プロセッサ + フォワーダ	
④	チェーンソー + (グラップル) + スキッダ + プロセッサ	架線系
⑤	チェーンソー + プロセッサ + フォワーダ	
⑥	チェーンソー + スイングヤーダ + プロセッサ + (フォワーダ)	架線系
⑦	チェーンソー + タワーヤーダ + プロセッサ + (フォワーダ)	

表－2 低コスト作業システム選択表（山梨県森林総合研究所作成）

傾斜	路網密度	最適と見込むシステム	備考
緩	密	①	車両系
		②	
	中	③	
		④	
中	密	⑤	車両系
		②	
	中	③	
		⑥	
急	密	③	車両系
	中	⑥	架線系
	疎	⑦	

注) 傾斜…緩：20° 未満、中：20° 以上 30° 未満、急：30° 以上

路網密度…密：100m/ha 以上、中：50m/ha 以上 100m/ha 未満、疎：50m/ha 未満

<低成本作業システムの例>

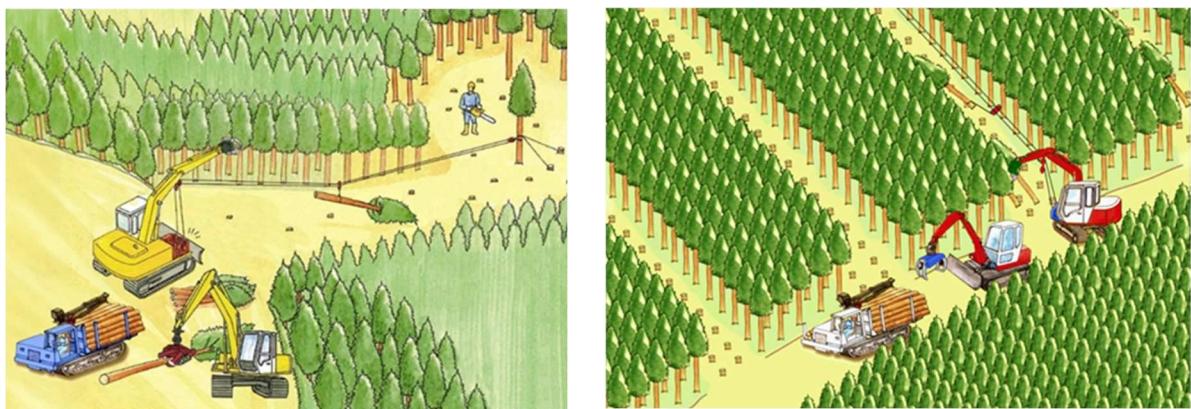
1 チェーンソー+グラップル木寄せ+プロセッサ+フォワーダ…②

- ・伐倒 チェーンソー
- ・集材 グラップル
- ・造材 プロセッサ
- ・運材 フォワーダ



2 チェーンソー+スイングヤーダ+プロセッサ+（フォワーダ）…⑥

- ・伐倒 チェーンソー
- ・集材 スイングヤーダ
- ・造材 プロセッサ
- ・運材 （フォワーダ）… 林道敷を土場敷とし、造材後はトラック輸送を目指す



(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ア 林業・木材産業関連事業者によるサプライチェーンの構築

県産木材の需要拡大に大きく貢献する住宅などの建築用材の利用促進に向け、供給力や生産性の向上、流通コストの削減を図るため、木材を供給する川上側の林業と、川中・川下側の木材関連産業が連携したサプライチェーンを構築し、流通過程の合理化を進める。

イ 県産材の利用拡大

「県産木材の利用の促進に関する基本方針」に基づき、市町村と連携を図りながら

ら、流域のシンボルとなる公共建築物の原則木造・木質化と併せて、公共土木工事における県産材利用を推進する。また、民間建築物の非住宅分野についても需要者サイドの意識改革を図るウッドチェンジを進め、木材利用の裾野を広げ県産材の利用拡大につなげる。

ウ 木材加工の合理化

建築士、工務店が安心して使用でき、建築基準法にも対応した品質の確かな県産材製品を低コストで供給するため、山梨県森林総合研究所による技術指導等や木材加工事業者との共同研究などを促進し、乾燥や製材の技術向上を図るとともに、中小製材事業者の連携による協業化を推進することで、木材加工の合理化を図る。

エ その他

製材加工の過程で排出される端材やオガ粉などの製材残材や、森林の伐採過程で発生する曲がり材、末木枝条、未利用間伐材等を木質バイオマスエネルギーとして活用していくため、木材チップ・ペレット等の供給施設やボイラー等の木質バイオマス利用施設の整備を推進するとともに、木質バイオマスの供給体制の整備に向か、地域の関係者間の協議の場を設けるなど、連携強化を図る。

また、合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品を消費者・実需者が選択できるよう、合法伐採された県産木材の流通及び利用について、関係者一体となって推進を図る。

(6) その他必要な事項

近年の自然志向・健康志向の高まりなどから、山村における森林・林業体験活動への参加や山村への定住、森林空間の活用に対する県内外のニーズが高まってきている。また、企業における森林吸収源対策など社会貢献活動への関心も高まっており、やまなし森づくりコミッショングの仲介により、企業による森林整備も行われている。これらの活動を通じて、都市と山村との交流を促進するとともに、山村の生活環境基盤の整備を通じて定住条件を改善することにより、山村地域の活性化を図っていく。

第4 森林の保全に関する事項

森林の土地の保全については、II計画事項の第2に定める「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、林地開発許可制度の適正な運用に努める。

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林の土地の形質の変更により発生する種々の災害を未然に防止するため、山地災害防止機能／土壤保全機能を高度に発揮させる必要のある森林、保安林、保安施設地区の森林を林地の保全に特に留意すべき森林として別表のとおり定める。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

該当なし。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土石又は樹根の採掘、開墾その他土石の切取、盛土等の土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分留意する。

また、土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容に留意して、その実施地区の選定を行う。

土石の切取、盛土等を行う場合は、適切な勾配を確保することとし、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設及び地表流下水または地中水を適切に処理するための排水施設を設ける。

その他、土地の形質変更の場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全処置を講ずる。

なお、太陽光発電施設を設置する場合には、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観へ及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得るために取り組みの実施等に配慮する。

(4) その他必要な事項

土地の形質の変更に当たっては、当該森林の植生、地形、地質、気象等の自然環境、過去に発生した災害及び周辺における土地利用、水利用、景観等を総合的に勘案し、森林の有する土砂の流出・崩壊の防止、水源の涵養等の機能維持が図られるよう十分留意した上で森林の適切な利用を行う。

(別表)

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区の面積等

区分	所在地区(林班)	
	全指定	一部指定
県有林	1~9,13,20~27,31~46,49,52,61,64~71,105~110,114,116~118,120~132,134,135,137~143,146~150,153,155~158,160,161,163,165,173,174,191,192,202~205,453,479,484,485,519,520,547,548	10~12,14,17~19,28,30,50,51,53~60,62,63,72,103,104,111~113,115,119,133,136,144,145,151,152,154,159,162,164,166,168~172,175~190,193~201,210,212~214,335,402,401~404,408,410,408,413~415,418,421~425,428~434,437~440,442,444,446~2,457,469,470,474~478,480~483
富士吉田市	3,4,8~10,12~14	1,2,5~7,11,30~32
都留市	11~19,22,23,25,40,55~71	1~4,6~10,20,21,24,26~30,32~39,41~47,49~54,72~74,76,78~81,83,85~87
大月市	1~4,8~11,14~18,21~23,32,39,41~46,53~55,57,64~77,89,95,105,109,110,112,113,115,118,119,132~134,137	5~7,12,13,19,20,24~26,28~31,33,34,37,38,40,47~,52,58~60,78~80,83~88,91~94,96~99,101,102,108,111,121,125~127,135
上野原市	3,4,6,13,14,17,31,109,116~120,125~129,131	1,2,7~9,12,15,16,18,19,21~30,32~45,102,103,108,110~115,121~124,130,132~134,138
道志村	1~4,7~9,11,15~25,27,103~105,108,110~118,121~139,141	5,6,10,12~14,26,101,102,106,107,109,119,120,140
西桂町	5	1~4,6~8
忍野村	15,17	2,4,6~14,16
山中湖村	—	1,2,5,6,12
鳴沢村	—	13~16
富士河口湖町	11,202,203,208~211,214,216,304	1,8~10,12,14,17,19,101,201,204~207,212,215,301~303,305
小菅村	14~18,107,108,110~120	1~7,10~13,20~24,101~106,109
丹波山村	5,9,10,13,101,103,106~108,110,111,114~176	3,4,6~8,12,15~20,22,23102,104,105,109,112,113,177

区分	面積(ha)		
	全指定	一部指定	計
計画区総数	39,228	21,687	60,914
県有林総数	13,531	11,621	25,152
民有林総数	25,697	10,065	35,762
民有林	富士吉田市	942	452
	都留市	1,969	828
	大月市	5,685	1,459
	上野原市	1,993	2,441
	道志村	5,459	947
	西桂町	98	181
	忍野村	183	344
	山中湖村	—	238
	鳴沢村	—	122
	富士河口湖町	607	555
	小菅村	1,846	1,134
	丹波山村	6,915	1,365

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、Ⅱ計画事項の第2に定める「森林の整備及び保全の目標に関する基本的な事項」及び第3に定める「森林の整備に関する事項」に即し、流域における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配置状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林に重点を置いて計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を図る。

山地災害の未然防止を図るため、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽や本数調整伐等の保安林の整備を行う。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

保安施設地区については、保安林の指定により対応することから、新たな保安施設地区の指定は行わない。

(3) 治山事業の実施に関する方針

近年、大雨や短時間豪雨の発生頻度の増加により、尾根部等からの崩壊による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など災害の発生形態が変化していることを踏まえ、災害に強い国土づくりや水源地域の機能強化に資するため次の取り組みを行う。

ア 山地災害危険地区等における、きめ細かな治山ダムの設置等による土砂流出の抑制

イ 森林整備や山腹斜面の筋工等の組み合わせによる森林土壤の保全強化

ウ 流木捕捉式治山ダムの設置、危険木の伐採等による流木災害リスクの軽減

上記対策の実施に際して、流域治水プロジェクトの関係者との連携を図るとともに、これらのハード対策と併せて、山地災害危険地区の情報提供などソフト対策も一体的に実施する。

また、既存施設の長寿命化を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、ＩＣＴの導入を推進する。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

指定の目的に即して機能していないと認められる保安林であって、その区域内に次の要件を全て満たす森林については、当該保安林を特定保安林として指定し、間伐等

の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して当該目的に即した機能の確保を図る。

特定保安林の区域内で、特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図る。要整備森林の対象とする森林は、特定保安林の区域内に存在し、樹冠疎密度、樹種、林木の生育の状況、下層植生の状況等からみて機能の発揮が低位な状態にあると認められる森林で、気象、標高、地形、土壤等の自然条件、林道等の整備の状況、指定施業要件の内容等から森林所有者等に造林等の施業を実施させることが相当であり、かつ、これにより、早期に機能の回復・増進が図られると見込まれる森林とする。なお、治山事業の対象地等の、森林所有者等に施業を行わせることが困難又は不適当な森林については、要整備森林の対象としない。

ア 下層植生が消失しており、森林土壤が流出し、又はそのおそれがあると認められる森林、林冠が疎開しており、林木の生育状況等からみてうつ閉せず、又はうつ閉するまで長期間を要すると認められる森林、つる類が繁茂している等林相が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる森林等、下層植生や土壤の状況、樹冠疎密度、林木の生育状況等からみて、指定の目的に即した機能が確保されるよう早急に施業を実施する必要があると認められること。

イ 気候、地形、土壤等の自然的条件からみて、施業を行うことにより、健全な林木の生育が見込まれ、指定の目的に即した機能を確保し得ると認められること。

ウ 法令上の制限、林道の整備状況等からみて、森林所有者等に施業を実施させることが相当であると認められること。

(5) その他必要な事項

保安林の適正な管理を確保するため、森林所有者、地域住民、市町村等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の整備や標識の設置等を適正に行う。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域(以下「鳥獣害防止森林区域」という。)の設定及び鳥獣害の防止の方法については、市町村森林整備計画において定めるが、その指針として次により区域の設定の基準及び鳥獣害の防止の方法に関する

方針等を定める。

ア 区域の設定の基準

鳥獣害防止森林区域の対象とする鳥獣（以下「対象鳥獣」という。）は、ニホンジカとするが、必要に応じてその他の森林に被害を与える鳥獣を対象とすることができる。

鳥獣害防止森林区域の対象とする森林は、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、対象鳥獣による食害や剥皮等の被害がある森林又はそれらの被害がある森林の周辺に位置し、被害発生のおそれのある森林等であって、人工林を基本として設定するが、地域における森林資源の状況に応じて天然林も含めることができる。

また、鳥獣害防止森林区域は林班単位に対象鳥獣別に設定するが、対象鳥獣ごとの区域を重複して設定できるものとする。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣別に、当該対象鳥獣による被害を防止するために効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進する。

その際、関係行政機関等と連携して対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努める。

（2）その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害の防止対策の実施状況の確認については、必要に応じて現地調査による他、区域内で森林施業を行う林業事業体や森林所有者等からの情報収集等により行う。

4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

（1）森林病害虫等の被害対策の方針

病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。

令和元年度に初めて県内で被害が確認されたナラ枯れ被害については、発生初期の段階での防除が特に重要であることから、国・県・市町村・関係団体等が連携・協力して、被害の発生を早期に把握し、徹底的な防除を行い、被害の拡大防止を図る。

また、松くい虫による被害については、富士山山麓周辺のマツ林をはじめとする標

高い高い地域での被害も見られることから、被害木の伐倒駆除及び樹幹注入等の予防措置により被害の拡大防止を図る。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）

鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害や対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングを実施し、その結果を踏まえて、捕獲や市町村、森林組合、森林所有者等が協力して実施する計画的な防護柵等の設置等広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進する。

また、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けを図るための緩衝帯の整備等を推進する。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道や啓発のための標識板等の整備や森林巡視等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進する。

また、林野火災の防止については、12月～5月の山火事が発生し易い時期を中心に「山火事防止パトロール」を実施し、地域住民や入山者に対する防火意識の啓発等を行う。

造林のための地ごしらえや害虫駆除のため火入れを行う場合は火入れに関する条例や市町村森林整備計画に定める留意事項に従い、所在市町村長の許可を得て行う。

(4) その他必要な事項

該当なし。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、森林の保健機能の増進に関する特別措置法の規定に基づき、次の事項を指針として、森林の保健機能の増進を図ることが適當と認められる森林について、保健機能森林の整備に関する事項を定めることができる。

1 保健機能森林の区域の基準

次の（1）～（5）の全ての要件を満たしている森林について保健機能森林の区域を設定することができる。

- （1） 湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林、多様な樹種、林相からなり明暗、色調に変化を有する森林、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観を構成している森林等の保健機能の高い森林であること。
- （2） 地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林施業と施設を一体的かつ計画的に整備し、森林資源の総合利用を促進することが適當であること。
- （3） 施業の担い手となる林業事業体等が存在し、森林の有する保健機能を高度に發揮させるための森林施業が可能であること。
- （4） その森林の区域内における施設の整備の状況及び見込み等からみて森林所有者による施設の整備が行われる見込みがあること。
- （5） 施設の設置により、その森林の現に有する保健機能以外の県土保全等の諸機能に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。

2 その他保健機能森林の整備に関する事項

（1）保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する事項

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の一層の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源の涵養、かん県土保全等の機能の低下を補完する役割を有していることから、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、
択伐施業などにより優れた自然景観等の特色を踏まえた多様な森林施業を行う。

また、森林所有者、森林組合等森林施業の担い手が連携して森林の施業を行う。

（2）保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて各種施設を適切に整備することによって、森林の保健機能の増進が適切に図られるように努める。

整備する施設の具体的な内容としては、多数の利用者が見込まれる次の施設とする。

- ① 休養施設、② 教養文化施設、③ スポーツ又はレクリエーション施設、④ 宿泊施設、⑤ ①～④までに掲げる施設の利用上必要な施設

また、市町村森林整備計画においては、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高、すでに標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高）を定める。

(3) その他必要な事項

ア 保健機能森林の管理・運営の方針

- (ア) 保健機能森林の管理・運営に当たっては、森林の保全及び施設の維持・管理並びにこれらの実施体制の確立に努めること。
- (イ) 利用者の防火意識の啓発等山火事の未然防止に努めるとともに、防火体制の整備及び防火施設の設置を図ること。
- (ウ) 安全施設の設置等利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に努めること。

イ 自然環境の保全及び国土の保全

保健機能森林の設定、整備に当たっては、森林の現況、周辺における土地利用の状況等から、当該森林の自然環境保全及び県土保全の機能の把握に努め、自然環境の保全及び土砂流出・洪水発生の防止等県土の保全に配慮すること。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

(単位 材積 : 千m³)

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	1,385.0	1,346.7	38.3	489.0	459.7	29.3	896.0	887.0	9.0
うち前半5年分	692.5	673.3	19.2	244.5	229.8	14.7	448.0	443.5	4.5

2 間伐面積

(単位 面積 : ha)

区分	間伐面積
総数	10,500
うち前半5年分	5,250

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

(単位 面積 : ha)

区分	人工造林	天然更新
総数	2,400	2,010
うち前半5年分	1,200	1,005

4 林道の開設及び拡張に関する計画

(単位 延長 : km)

区分	開設		改築		改良		舗装	
	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長
総数	30	24.4	13	24.8	136	152.3	78	86.4
うち前半5年分	10	10.4	3	5.9	13	18.3	1	1.0

※ 詳細については、別紙一覧表のとおり。

別紙一覧表

① 開設

単位 延長:km 面積:ha									
開設／拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面 積	前半5ヵ年の 計画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道	林道	都留市	細野鹿留	1.3	1,869	○	1	
〃	〃	〃	〃	盛里	1.2	180	○	2	
〃	〃	〃	〃	盛里王の入	2.3	297	○	3	
〃	〃	〃	〃	鹿留山	1.0	440		4	
開設(改築)	〃	〃	〃	細野鹿留	(3.0)	1,869	○		
〃	〃	〃	〃	黒野田	(1.0)	1,925			
〃	〃	〃	〃	鹿留	(2.0)	1,285			
〃	〃	〃	〃	盛里	(1.9)	526	○		
小計				(4) 4	(7.9) 5.8				
開設	自動車道	林道	大月市	大藏沢大鹿	0.1	1224		5	
〃	〃	〃	〃	扇山	0.2	267		6	
〃	〃	〃	〃	大鹿	0.5	192		7	
〃	〃	〃	〃	峰山	0.3	42		8	
〃	〃	〃	〃	梁川	0.3	92		9	
〃	〃	〃	〃	桑西	0.5	65		10	
〃	〃	〃	〃	奈良子大峠	1.1	111	○	11	
〃	〃	〃	〃	鈴懸大地峠	0.5	1000		12	
〃	〃	〃	〃	奈良子小金沢	1.5	820		13	
〃	〃	〃	〃	大鹿桑西	0.3	300	○	14	
〃	〃	〃	〃	中村金山	0.2	100		15	
〃	〃	〃	〃	浅川棚頭	0.2	100		16	
〃	〃	林業専用道	〃	船窪1号支線	1.8	70		17	
〃	〃	〃	〃	大藏沢大鹿1号支線	1.2	150		18	
開設(改築)	〃	林道	〃	黒野田	(2.0)	1,925			
〃	〃	〃	〃	奈良子	(2.0)	2,290			
〃	〃	〃	〃	真木小金沢	(2.0)	4,115			
〃	〃	〃	〃	富士東部(北)	(6.5)	1,313			
小計				(4) 14	(12.5) 8.7				
開設	自動車道	林道	上野原市	富士東部(南)	0.5	610	○	19	
〃	〃	〃	〃	盛里王の入	2.3	75	○	20	
〃	〃	〃	〃	鈴懸大地峠	0.5	500		21	
〃	〃	〃	〃	柄穴駒門	0.8	50	○	22	
小計				4	4.1				
開設	自動車道	林道	道志村	板橋	0.7	30		23	
〃	〃	〃	〃	道坂	0.5	60		24	
〃	〃	〃	〃	大室指	0.5	262		25	
開設(改築)	〃	〃	〃	富士東部(南)	0.4	1,285			
小計				(1) 3	(0.4) 1.7				
開設	自動車道	林道	忍野村	二十曲峠公園	0.5	51		26	
開設(改築)	〃	〃	〃	鹿留	(1.0)	183			
〃	〃	〃	〃	明見忍野	(1.0)	110	○		
小計				(2) 1	(2.0) 0.5				

単位 延長:km 面積:ha

開設／拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5ヵ年の 計画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道	林道	富士河口湖町	本栖逢坂	0.5	81		27	
開設	自動車道	林業専用道	〃	西川新倉 1号支線	1.3	39		28	
開設(改築)	〃	林道	〃	本栖	(1.0)	648			
〃	〃	〃	〃	逢坂	(1.0)	618			
小計				(2) 2	(2.0) 1.8				
開設	自動車道	林業専用道	鳴沢村	二ツ山1号支線	1.0	105	○	29	
〃	〃	〃	〃	二ツ山2号支線	0.8	105	○	30	
小計				2	1.8				
開設合計				(13) 30	(24.8) 24.4				

② 改良

単位 延長:km 面積:ha

開設／拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5ヵ年の 計画箇所	備考
拡張(改良)	自動車道	林道	富士吉田市	滝沢	1.0	2,484		
〃	〃	〃	〃	富士山中	1.0	1,201		
〃	〃	〃	〃	富士	0.5	1,912		
〃	〃	〃	〃	西川新倉	1.0	1,550		
〃	〃	〃	〃	富士大石	1.5	387		
〃	〃	〃	〃	細尾野	1.0	159		
〃	〃	〃	〃	小富士	1.5	212		
〃	〃	〃	〃	鷹丸尾	1.0	582		
〃	〃	〃	〃	俣下	1.0	215		
〃	〃	〃	〃	明見忍野	0.5	169	○	
〃	〃	〃	〃	大明見	0.8	287		
〃	〃	〃	〃	明見	0.5	165		
〃	〃	〃	〃	富士見台	0.5	145		
〃	〃	〃	〃	小明見	0.5	130		
〃	〃	〃	〃	白糸	1.0	120		
〃	〃	〃	〃	不動湯	0.5	35		
〃	〃	林業専用道	〃	富士大石 1号支線	0.7	84	○	
〃	〃	〃	〃	滝沢1号支線	1.3	38	○	
小計				18	15.8			
拡張(改良)	自動車道	林道	都留市	鹿留	3.0	1,285		
〃	〃	〃	〃	菅野盛里	1.0	1,539		
〃	〃	〃	〃	細野鹿留	1.0	1,869		
〃	〃	〃	〃	鹿留支線	1.0	198		
〃	〃	〃	〃	外ヨリ沢	1.5	169		
〃	〃	〃	〃	前ヨリ沢	1.5	123		
〃	〃	〃	〃	盛里	1.2	526		
〃	〃	〃	〃	札金	1.0	119		
〃	〃	〃	〃	大野	1.3	50		
〃	〃	〃	〃	大棚	1.0	162		
〃	〃	〃	〃	菅野	0.5	448		
〃	〃	〃	〃	猿燒	0.1	300		
〃	〃	〃	〃	細野	0.1	361		
〃	〃	〃	〃	大沢	0.1	442		
〃	〃	〃	〃	棚苗代山	0.1	61		
〃	〃	〃	〃	黒野田	1.0	1,925	○	
小計				16	15.4			
拡張(改良)	自動車道	林道	大月市	黒野田	1.0	1,925	○	
〃	〃	〃	〃	真木小金沢	4.0	4,115	○	
〃	〃	〃	〃	奈良子	5.0	2,290	○	
〃	〃	〃	〃	土室日川	1.0	1,813		
〃	〃	〃	〃	焼山沢真木	1.0	939		
〃	〃	〃	〃	遼能戸	1.0	487		
〃	〃	〃	〃	金山	2.0	504		
〃	〃	〃	〃	小金沢山	1.0	355		
〃	〃	〃	〃	富士東部 (北)	1.0	1,313	○	
〃	〃	〃	〃	大入	1.3	120		

単位 延長:km 面積:ha

開設／拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5ヵ年の 計画箇所	備考
〃	〃	〃	〃	越 又	0.5	266		
〃	〃	〃	〃	追 分	0.5	189		
〃	〃	〃	〃	橋 倉	1.2	98		
〃	〃	〃	〃	林	0.8	102		
〃	〃	〃	〃	大久保袴着	0.5	136		
〃	〃	〃	〃	鈴 懸 峠	1.0	282		
〃	〃	〃	〃	扇 山	1.2	194		
〃	〃	〃	〃	宮 谷	1.2	200		
〃	〃	〃	〃	奥 山	0.3	175		
〃	〃	〃	〃	大 鹿	0.3	192		
〃	〃	〃	〃	大蔵沢大鹿	5.0	1,224		
〃	〃	〃	〃	葛 野 川	3.8	48		
〃	〃	〃	〃	松 姫 峠	7.7	169		
拡張(改良)	自動車道	林道	大月市	山 中 沢 線	0.1	39		
〃	〃	〃	〃	穴 沢 線	0.1	135		
〃	〃	〃	〃	清 水 入 線	0.1	88		
〃	〃	〃	〃	朝 日 小 沢 線	0.1	53		
〃	〃	〃	〃	側 子 峠 線	0.1	133		
〃	〃	〃	〃	立 野 線	0.1	10		
小計				29	42.9			
拡張(改良)	自動車道	林道	上野原市	富 士 東 部 (北)	1.0	1,313	○	
〃	〃	〃	〃	富 士 東 部 (南)	0.5	1,285		
〃	〃	〃	〃	檜 尾 根	0.3	88		
〃	〃	〃	〃	和 見 棚 頭	1.6	402		
〃	〃	〃	〃	入 山	2.0	243		
〃	〃	〃	〃	穴 路	0.5	70		
〃	〃	〃	〃	奈 良 山	0.5	81		
〃	〃	〃	〃	日 高	0.5	117		
〃	〃	〃	〃	阿 夫 利	0.5	181		
〃	〃	〃	〃	暮 ケ 沢	0.5	83		
〃	〃	〃	〃	小 裾 辺	0.5	129		
〃	〃	〃	〃	栗 谷	0.5	98		
〃	〃	〃	〃	遠 所	0.5	9		
〃	〃	〃	〃	神 田 木	1.0	185		
〃	〃	〃	〃	金 波 美	0.5	130	○	
〃	〃	〃	〃	無 生 野	0.5	306		
〃	〃	〃	〃	大 地 峠	1.5	149		
〃	〃	〃	〃	鳥 屋	0.5	70		
〃	〃	〃	〃	王 の 入	1.0	554		
〃	〃	〃	〃	腰 掛	1.0	1,484	○	
〃	〃	〃	〃	入 山 矢 の 根	0.1	120		
〃	〃	〃	〃	田 野 入	0.1	216		
〃	〃	〃	〃	神 庭 入	0.1	149		
小計				23	15.7			

単位 延長:km 面積:ha

開設／拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5ヵ年の 計画箇所	備考
拡張(改良)	自動車道	林道	道志村	富士東部 (南)	1.0	1,285		
〃	〃	〃	〃	野原	0.4	171		
〃	〃	〃	〃	椿	0.5	225		
〃	〃	〃	〃	田代	0.5	98		
〃	〃	〃	〃	田代椿	0.5	345		
〃	〃	〃	〃	戸渡	0.5	288		
〃	〃	〃	〃	越路	0.5	125		
〃	〃	〃	〃	室久保	5.3	602		
〃	〃	〃	〃	ムジナ	0.5	86		
〃	〃	〃	〃	西沢	3.4	344		
〃	〃	〃	〃	東沢	1.6	405		
〃	〃	〃	〃	御正体	0.5	217		
〃	〃	〃	〃	白井平	0.5	62		
〃	〃	〃	〃	鳥屋之沢	0.4	70		
〃	〃	〃	〃	道坂	0.5	70		
〃	〃	〃	〃	掛水	0.5	93		
〃	〃	〃	〃	椿・大室指	1.0	53	○	
〃	〃	〃	〃	道坂菜畑	1.0	216		
小計				18	19.1			
拡張(改良)	自動車道	林道	忍野村	鹿留	0.5	183		
〃	〃	〃	〃	明見忍野	0.5	110		
小計				2	1.0			
拡張(改良)	自動車道	林道	鳴沢村	軽水	1.0	1,802		
〃	〃	〃	〃	富士	1.5	1,912		
〃	〃	〃	〃	鳴沢	1.0	429		
〃	〃	〃	〃	船津	1.0	58		
〃	〃	〃	〃	八軒	0.5	159		
〃	〃	〃	〃	サワラ山北	0.5	76		
拡張(改良)	自動車道	林道	鳴沢村	大田和	1.0	318		
〃	〃	林業専用道	〃	東軒1号支線	2.3	95		
〃	〃	〃	〃	大田和1号支線	1.7	81		
〃	〃	〃	〃	軽水1号支線	3.0	212		
〃	〃	〃	〃	二ツ山1号支線	0.5	78		
小計				11	14.0			
拡張(改良)	自動車道	林道	富士河口湖町	西川新倉	4.0	1,550		
〃	〃	〃	〃	清八	2.0	120		
〃	〃	〃	〃	霜山	1.0	127		
〃	〃	〃	〃	白滝	2.0	143		
〃	〃	〃	〃	中沢	0.5	183		
〃	〃	〃	〃	逢坂	1.0	618		
〃	〃	〃	〃	本栖	1.2	648		
〃	〃	〃	〃	竜ヶ岳	1.0	168		
小計				8	12.7			

単位 延長:km 面積:ha

開設／拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面 積	前半5ヵ年の 計画箇所	備考
拡張(改良)	自動車道	林道	小菅村	笛 畑	1.0	170		
〃	〃	〃	〃	玉 川	2.0	372		
〃	〃	〃	〃	棚 沢 今 川	3.4	165		
〃	〃	〃	〃	大 丹 波 峠	0.5	47		
〃	〃	〃	〃	棚 沢 大 成	3.3	168		
〃	〃	〃	〃	コ ア ラ シ	2.1	69		
小計				6	12.3			
拡張(改良)	自動車道	林道	丹波山村	貝 沢	0.5	297		
〃	〃	〃	〃	大 指	1.0	115		
〃	〃	〃	〃	杉 奈 久 保	1.0	132		
〃	〃	〃	〃	マ リ コ	0.6	48		
〃	〃	林業専用道	〃	山王沢1号支線	0.3	54	○	
小計				5	3.4			
拡張(改良)合計				136	152.3			

③ 補装

単位 延長:km 面積:ha

開設／拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5ヵ年の 計画箇所	備考
拡張(舗装)	自動車道	林道	富士吉田市	鷹丸尾	2.0	582		
〃	〃	〃	〃	併下	1.0	215		
〃	〃	〃	〃	小富士	1.5	212		
〃	〃	〃	〃	細尾野	0.8	159		
小計				4	5.3			
拡張(舗装)	自動車道	林道	都留市	外ヨリ沢	1.5	169		
〃	〃	〃	〃	前ヨリ沢	1.5	123		
〃	〃	〃	〃	盛里	2.0	526		
〃	〃	〃	〃	鹿留支線	1.0	198		
〃	〃	〃	〃	札金	1.0	119		
〃	〃	〃	〃	大棚	1.0	162		
〃	〃	〃	〃	菅野	0.5	448		
〃	〃	〃	〃	大野	1.3	50		
小計				8	9.8			
拡張(舗装)	自動車道	林道	大月市	奈良子	1.0	2290	○	
〃	〃	〃	〃	焼山沢真木東	3.0	939		
〃	〃	〃	〃	扇山	1.2	194		
〃	〃	〃	〃	船橋	1.0	75		
〃	〃	〃	〃	橋倉	1.7	98		
〃	〃	〃	〃	高川山	0.7	89		
〃	〃	〃	〃	大久保袴着	2.0	136		
〃	〃	〃	〃	百蔵	1.0	117		
〃	〃	〃	〃	大田沢	0.5	140		
〃	〃	〃	〃	清水入	2.0	88		
〃	〃	〃	〃	原入	1.0	195		
〃	〃	〃	〃	中野	0.3	2		
〃	〃	〃	〃	立野	0.2	10		
〃	〃	〃	〃	奥山	4.3	175		
〃	〃	〃	〃	花咲山	1.0	152		
〃	〃	〃	〃	穴沢	1.0	152		
〃	〃	〃	〃	浅川棚頭	0.5	577		
〃	〃	〃	〃	塩瀬	0.3	2		
〃	〃	〃	〃	大鹿	4.1	192		
〃	〃	〃	〃	側子峠	2.3	133		
〃	〃	〃	〃	大沢川	0.9	73		
小計				21	30.0			
拡張(舗装)	自動車道	林道	上野原市	檜尾根	1.0	88		
〃	〃	〃	〃	和見棚頭	0.6	402		
〃	〃	〃	〃	棚頭	0.3	392		
〃	〃	〃	〃	穴路	0.5	70		
〃	〃	〃	〃	奈良山	0.5	81		
〃	〃	〃	〃	日高	1.5	117		
〃	〃	〃	〃	阿夫利	0.5	181		
〃	〃	〃	〃	暮ヶ沢	0.5	83		
〃	〃	〃	〃	小裾辺	1.5	129		
〃	〃	〃	〃	栗谷	1.0	98		
〃	〃	〃	〃	神田木	1.5	185		
〃	〃	〃	〃	無生野	0.5	306		
〃	〃	〃	〃	大地峠	1.5	149		
〃	〃	〃	〃	鳥屋	0.5	70		
〃	〃	〃	〃	王の入	1.5	554		
小計				15	13.4			

単位 延長:km 面積:ha

開設／拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5ヵ年の 計画箇所	備考
拡張(舗装)	自動車道	林道	道志村	西 沢	1.0	344		
〃	〃	〃	〃	道 坂	0.5	70		
〃	〃	〃	〃	鳥 屋 之 沢	0.4	70		
〃	〃	〃	〃	越 路	0.4	125		
〃	〃	〃	〃	御 正 体	0.5	217		
〃	〃	〃	〃	椿	0.5	225		
〃	〃	〃	〃	掛 水	0.8	93		
〃	〃	〃	〃	椿・大室指	1.0	53		
〃	〃	〃	〃	竹 之 本	1.5	106		
小計					9	6.6		
拡張(舗装)	自動車道	林道	鳴沢村	輕 水	0.8	1802		
〃	〃	〃	〃	八 軒	0.5	159		
〃	〃	〃	〃	サワラ山北	0.5	76		
〃	〃	〃	〃	旭 平	0.5	101		
〃	〃	〃	〃	東 軒	0.5	174		
小計					5	2.8		
拡張(舗装)	自動車道	林道	富士河口湖町	清 八	1.0	120		
〃	〃	〃	〃	霜 山	0.5	127		
〃	〃	〃	〃	白 滝	2.0	143		
〃	〃	〃	〃	中 泽	0.5	183		
〃	〃	〃	〃	逢 坂	1.0	618		
〃	〃	〃	〃	本 栖	1.2	648		
〃	〃	〃	〃	竜 ケ 岳	1.0	168		
小計					7	7.2		
拡張(舗装)	自動車道	林道	小菅村	笛 畑	1.0	170		
〃	〃	〃	〃	玉 川	2.0	372		
〃	〃	〃	〃	橋 立	0.5	91		
〃	〃	〃	〃	奈 良 倉	0.3	93		
〃	〃	〃	〃	棚 泽 今 川	1.4	165		
〃	〃	〃	〃	コアラシ	1.5	220		
〃	〃	〃	〃	大 丹 波 峠	1.0	47		
小計					7	7.7		
拡張(舗装)	自動車道	林道	丹波山村	杉 奈 久 保	0.7	132		
〃	〃	〃	〃	大 指	2.9	115		
小計					2	3.6		
拡張(舗装)合計					78	86.4		

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

(単位 面積:ha)

保安林の種類	面積	うち前半5年分	備考
総数(実面積)	53,932	47,696	
水源涵養の為の保安林	42,030	36,636	
災害防備のための保安林	10,920	10,078	
保健、風致の保存等のための保安林	2,599	2,580	

イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

指定／解除	種類	森林の所在		面積	前半5カ年の 計画面積	指定又は解除を 必要とする理由	備考
		管内	市町村				
計				5,625	231		
指定	水源涵養	富士・東部林務環境事務所	富士吉田市	568	23	水源涵養のため	
			都留市	662	27	〃	
			大月市	1,013	42	〃	
			上野原市	914	38	〃	
			道志村	355	15	〃	
			西桂町	69	3	〃	
			忍野村	110	5	〃	
			山中湖村	254	10	〃	
			鳴沢村	546	22	〃	
			富士河口湖町	687	28	〃	
			小菅村	247	10	〃	
			丹波山村	200	8	〃	

指定／解除	種類	森林の所在		面積	前半5カ年の 計画面積	指定又は解除を 必要とする理由	備考
		管内	市町村				
計				896	54		
指定	災害防備	富士・東部林務環境事務所	富士吉田市	91	6	災害防備のため	
			都留市	105	6	〃	
			大月市	161	10	〃	
			上野原市	146	9	〃	
			道志村	57	3	〃	
			西桂町	11	1	〃	
			忍野村	17	1	〃	
			山中湖村	40	2	〃	
			鳴沢村	87	5	〃	
			富士河口湖町	110	7	〃	
			小菅村	39	2	〃	
			丹波山村	32	2	〃	

指定／解除	種類	森林の所在		面積	前半5カ年の計画面積	指定又は解除を必要とする理由	備考
		管内	市町村				
指定	保健 風致 の保 存等	計		19	6		
		富士吉田市		2	1	公衆の保健、風致保存のため	
		都留市		2	1	//	
		大月市		4	1	//	
		上野原市		3	1	//	
		道志村		1		//	
		西桂町					
		忍野村					
		山中湖村		1		公衆の保健、風致保存のため	
		鳴沢村		2	1	//	
		富士河口湖町		2	1	//	
		小菅村		1		//	
		丹波山村		1		//	

指定／解除	種類	森林の所在		面積	前半5カ年の計画面積	指定又は解除を必要とする理由	備考
		管内	市町村				
解除	水源 かん 涵養	計		2	2		
		富士吉田市					
		都留市		1	1	公共事業等による解除	
		大月市					
		上野原市					
		道志村					
		西桂町					
		忍野村					
		山中湖村					
		鳴沢村					
		富士河口湖町		1	1	公共事業等による解除	
		小菅村					
		丹波山村					

指定／解除	種類	森林の所在		面積	前半5カ年の計画面積	指定又は解除を必要とする理由	備考
		管内	市町村				
解除	災害 防備	計		2	2		
		富士吉田市					
		都留市					
		大月市					
		上野原市		1	1	公共事業等による解除	
		道志村		1	1	//	
		西桂町					
		忍野村					
		山中湖村					
		鳴沢村					
		富士河口湖町					
		小菅村					
		丹波山村					

指定／解除	種類	森林の所在		面積 前半 5 カ年の 計画面積	指定又は解除を 必要とする理由	備考
		管内	市町村			
解除 保健 風致 の保 存等	富士 ・ 東部 林務 環境 事務 所	計		-	-	
			富士吉田市			
			都留市			
			大月市			
			上野原市			
			道志村			
			西桂町			
			忍野村			
			山中湖村			
			鳴沢村			
			富士河口湖町			
			小菅村			
			丹波山村			

ウ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

該当なし。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし。

(3) 実施すべき治山事業の数量

森林の所在				治山事業施行地区数	主な工種	備考	単位 地区
市町村	計画	区域					
		民有林	県有林	前半5ヵ年の地区数			
富士吉田市	前期	2,3,12,13,14	407,410,485	8	8	渓間工、山腹工改良	
	後期	4,5,6,12,30	411,413,414,415	9			
都留市	前期	3,27,77,79	4,8,9,17,20,21,22,23,33,38,39,40,54,63	18	18	渓間工、山腹工改良	
	後期	22,39,50,57,64,67,71	15,16,18,25,31,32,35,42,66,68,69,70,71	20			
大月市	前期	6,45,98	111,117,118,119,120,132,134,135,143,144,145,179,181,182,183,184,188,189	21	21	渓間工、山腹工改良	
	後期	24,43,44,46,49,51,59,66,86,89,93,96,125	108,127,128,129,130,133,156,167,168,172,173,178	25			
上野原市	前期	8,14,16,17,25,30,41,126	212,213,215	11	11	渓間工、山腹工改良	
	後期	18,24,32,38,113,133	1,3,4,5,214	11			
道志村	前期	7,10,11,14,17,20		6	6	渓間工、山腹工改良	
	後期	6,8,15,16,19,21,22,23,24		9			
西桂町	前期	7	51,52	3	3	渓間工、山腹工改良	
	後期	4,5	51	3			
忍野村	前期	16,17		2	2	渓間工、山腹工改良	
	後期	12,14		2			
山中湖村	前期	6	402	2	2	渓間工、山腹工改良	
	後期	4,5	401,403	4			
鳴沢村	前期	13	429	2	2	渓間工、山腹工改良	
	後期	13,16		2			
富士河口湖町	前期	201,210,215,303	452,461,469,476,478	9	9	渓間工、山腹工改良	
	後期	6,7,8	446,448,477,480,481,483	9			
小菅村	前期	5,13,15,24,26		5	5	渓間工、山腹工改良	
	後期	3,6,10,17,18,20		6			
丹波山村	前期	16,17,18		3	3	渓間工、山腹工改良	
	後期	5,6,7,8		4			
計	前期		43	47	90	90	
	後期		61	43	104		
	計		104	90	194		

注)・地区数については、保安林整備、保全施設の林班数を区分せず一括して計上

(保全施設については、計画期間中に一部概成以上になる林班のみを計上)

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

該当なし。

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

(1) 保安林の施業方法

森林法第33条の規定による指定施業要件に基づいて行うものとするが、保安林内において立木竹の伐採等を行う場合には、森林法第34条により知事の許可（森林法第34条の2第1項に規定する択伐の場合又は同法第34条の3第1項に規定する間伐の場合にあっては、あらかじめ知事に伐採立木材積・伐採方法又は間伐材積・間伐方法その他農林水産省令で定める事項を記載した択伐又は間伐の届出書の提出）が必要である。なお、指定施業要件は個々の保安林ごとに定められているが、その主なものは次のとおりである。

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
水源かん養保安林	<p>1) 原則として伐採種の指定はしない。 但し、林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、または流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては択伐とする。(その程度が特に著しいと認められるものにあっては禁伐とする。)</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、1箇所当たりの面積の限度は20ha以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>2) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>3) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	<p>1) 満1年生以上の苗を、おおむね1ha当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年内に植栽するものとする。</p> <p>3) 指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。</p>

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
土砂流出防備保安林	<p>1)原則として択伐とする。 但し、保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあっては禁伐とする。</p> <p>また、地盤が比較的安定している森林にあっては、伐採種の指定はしない。</p> <p>2)主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3)間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1)伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、1箇所当たりの面積の限度は10ha以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>2)択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>3)間伐により伐採することができる立木材積の限度は原則として注3によるが、当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	<p>1)満1年生以上の苗を、おむね1ha当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>2)伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年内に植栽するものとする。</p> <p>3)指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。</p>
土砂崩壊防備保安林	<p>1)原則として択伐とする。 但し、保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあっては禁伐とする。</p> <p>2)主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3)間伐により伐採できる箇所は注1による。</p>	<p>1)択伐により伐採することができる立木材積の限度は注2による。</p> <p>2)間伐により伐採することができる立木材積の限度は、注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
防風保安林	<p>1)原則として伐採種の指定はしない。 但し、林帯の幅が狭小な森林(その幅がおおむね20m未満のものをいうものとする。)、その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐とする。また、その程度が特に著しいと認められるもの(林帯については、その幅がおおむね10m未満のものをいうものとする。)にあっては禁伐とする。</p> <p>2)主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3)間伐により伐採できる箇所は注1による。</p>	<p>1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内とする。</p> <p>2) 皆伐による伐採は、原則として、その保安林のうちその立木の全部または相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20m以上にわたり帶状に残存することとなるようとする。</p> <p>3) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は注2による。</p> <p>4) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は原則として注3によるが、該当保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	<p>1) 満1年生以上の苗をおおむね1ha当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして、注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に植栽するものとする。</p> <p>2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年内に植栽するものとする。</p> <p>3) 指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。</p>
防火保安林	1)原則として禁伐とする。		

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
水害防備保安林	<p>1)原則として択伐とする。 但し、林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐とする。</p> <p>2)主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3)間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1)択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>2)間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	
風致保安林	<p>1)原則として択伐とする。 但し、風致の保存のため特に必要があると認められる森林にあっては禁伐とする。</p> <p>2)主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3)間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1)択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>2)間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが、当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
保健保安林	<p>1)原則として択伐とする。但し、伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては禁伐とする。また、地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設または眺望点からの視界外にあるものにあっては伐採種の指定はしない。</p> <p>2)主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3)間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1)伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、1箇所当たりの面積の限度は10ha以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>2)択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>3)間伐により伐採することができる立木材積の限度は原則として注3によるが、当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	<p>1)満1年生以上の苗を、おおむね1ha当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に植栽するものとする。</p> <p>2)伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3)指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。</p>
落石防止保安林	<p>1)原則として禁伐とする。但し、緩傾斜地の森林その他落石による被害を生ずるおそれが比較的小ないと認められる森林にあっては、択伐とする。</p> <p>2)主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3)間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1)択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>2)間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが、当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
干害防備保安林	<p>1) 原則として伐採種の指定はしない。但し、林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐とする。また、その程度が特に著しいと認められるものにあっては禁伐とする。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度毎に公表された皆伐面積の範囲内であり一箇所当たりの面積の限度は2ha以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>2) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	<p>1) 満1年生以上の苗をおおむね1ha当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年内に植栽するものとする。</p> <p>3) 指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。</p>

- 注) 1 伐採をすることができる箇所は、原則として樹冠疎密度が10分の8以上の箇所であること。なお、伐採方法が禁伐の森林にあっては、原則として間伐も行わないものとする。
- 2 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に次により算出される択伐率※を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。

※択伐率

- (1) 択伐率は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して算出するものとする。ただし、その算出された率が10分の3を超えるときは、10分の3とする。
- (2) 伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林についての択伐率は、前項(1)の規定にかかわらず、同項本文の規定により算出された率または<附録式>により算出された率のいずれか小さい率とする。ただしその率が10分の4を超えるときは、10分の4とする。

<附録式>

$V_o - V_s \times (7/10)$

V_o

V_o :当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積

V_s :当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積

- 3 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の 10 分の 3.5 を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が 10 分の 8 を下回ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね 5 年後においてその森林の当該樹冠疎密度が 10 分の 8 までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。
- 4 植栽本数は、おおむね 1ha 当たり樹種ごとに次の算式により算出された本数以上とする。ただし、3,000 本を超えるときは、3,000 本とする。

$$\text{基準となる植栽本数} = 3,000 \times (5/V)^{2/3}$$

V :当該森林において、植栽する樹種ごとに、同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される 1ha 当たりの当該単層林の立木の材積を標準伐期齢で除して得た数値。原則として当該森林の森林簿又は森林調査簿に示されている植栽する樹種に係る地位級をもって表す。

前記算式に基づき試算した植栽本数を地位級ごとに示せば以下のようになる。

V	5	6	7	8	9	10	11	12
$(5/V)^{2/3}$	1.000	0.886	0.800	0.732	0.676	0.630	0.592	0.558
植栽本数	3,000	2,700	2,400	2,200	2,100	1,900	1,800	1,700
V	13	14	15	16	17	18	19	20
$(5/V)^{2/3}$	0.529	0.504	0.481	0.461	0.443	0.426	0.411	0.397
植栽本数	1,600	1,600	1,500	1,400	1,400	1,300	1,300	1,200

また、択伐を実施した場合は、上記の本数に択伐率を乗じて算出した本数以上とする。

- 5 標準伐期齢は市町村森林整備計画で定める標準伐期齢による。

(2) 保安施設地区の施業方法

原則として禁伐とする。ただし、森林法第 44 条で定められた場合を除く。

(3) 自然公園内の施業方法

ア 国立・国定公園区域内の施業方法

特別地域内において立木竹の伐採等を行う場合には、自然公園法第20条第3項及び第21条第3項の規定により国立公園にあっては環境大臣、国定公園にあっては知事の許可が必要である。

特別地域区分	森林施業方法
特別保護地区	<p>禁伐とする。</p> <p>但し、学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病害虫の駆除、防災、風致の維持、その他森林の管理として行われるもの、または測量のために行われるものは、この限りではない。</p>
第一種 特別地域	<p>(1) 第一種特別地域の森林は、禁伐とする。</p> <p>但し、風致維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。</p> <p>(2) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。</p> <p>(3) 当該伐採が行われる森林の最少区分ごとに算定した択伐率は、当該区分の現在蓄積の10%以下とする。</p>
第二種 特別地域	<p>(1) 第二種特別地域の森林の施業は択伐法によるものとする。</p> <p>但し、風致の維持に支障のない限り皆伐法によることができる。</p> <p>(2) 公園計画に基づく公園事業に係る施設（車道、歩道等）、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、薪炭林を除く。）は原則として単木択伐法によるものとする。</p> <p>(3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。</p> <p>(4) 当該伐採が行われる森林の最少区分ごとに算出した択伐率は、用材林においては現在蓄積の30%以下とし、薪炭林においては現在蓄積の60%以下とする（但し、この場合においても、市町村森林整備計画に定める択伐率以下となるようにすること）。</p> <p>(5) 皆伐法による場合、(3)の規定によるほか、その伐区は次の</p>

特別地域区分	森林施業方法
	<p>とおりとする。</p> <p>① 一伐区の面積は 2ha 以内とする。</p> <p>但し、樹冠疎密度が 10 分の 3 より多く保残木を残す場合又は公園事業に係る施設（車道、歩道等）、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。</p> <p>② 伐区は更新後 5 年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならないものとする。</p>
第三種 特別地域	第三種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施するものとする。

イ 県立自然公園区域内の施業方法

特別地域内において立木竹の伐採を行う場合には、山梨県立自然公園条例第 20 条第 4 項の規定により知事の許可が必要である。

森林施業の方法は、国立・国定公園区域に準じて実施するものとする。

(4) 砂防指定地の施業方法

砂防指定地内において立木竹の伐採、竹木、土石等の滑下または地引きによる運搬等を行う場合には、砂防法第4条及び山梨県砂防指定地管理条例第2条により、知事の許可が必要である。ただし、山梨県砂防指定地管理条例施行規則第2条により、面積が千平方メートル未満の区域における竹木の間伐又は択伐及び当該竹木の運搬については、知事の許可を要しない軽易な行為となる。

砂防指定地内の森林についての施業の基準及び立木竹の伐採等の許可の基準は、次のとおりとする。

施業区分	森林施業方法
伐採の方法	<p>(1) 砂防指定地における立木竹の伐採は原則として択伐によるものとする。但し、河川・砂防及び治山施設の保全上悪影響を及ぼす恐れのある森林、その他伐採すれば著しく土砂の流出する恐れがあると認められる森林にあっては禁伐とする。なお、溪流に沿った両岸 20m幅以内の区域及び溪流両岸付近の伐採により崩壊の恐れのある地域以外で、地盤が比較的安定していて、著しく土砂の流出する恐れのない森林にあっては、伐採種は指定しない。</p> <p>(2) 土砂災害等を助長する皆伐は原則禁止とするが、やむを得ず皆伐による伐採を行う場合は、上記の伐採種を指定しない地域内の森林で、一箇所の皆伐面積が 10ha を超えない範囲とする。但し、伐採後は土砂が流出しないよう必要な対策を講じるものとする。また、伐区は計画的に分散させるものとし、更新完了後でなければ接続して伐区を設定できないものとする。</p> <p>(3) 抜根は原則禁止とする。やむを得ず抜根を行う場合は土砂が流出しないよう必要な対策を講じるものとする。</p>
伐採の限度 及び更新方法	森林法の定める保安林の指定施業要件の基準を準用する。

(5) 急傾斜地崩壊危険区域の施業方法

急傾斜地崩壊危険区域内において立木竹の伐採等を行う場合には、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条により知事の許可が必要である。所有者等は、

当該急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊が生じないように努めなければならない。

(6) 鳥獣保護区特別保護地区の施業方法

鳥獣保護区の特別保護地区内において立木竹の伐採、その他鳥獣の保護繁殖上支障となるような行為については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第7項により環境大臣又は知事の許可が必要である。

なお、森林の施業方法は次のとおりとする。

施業区分	森林施業方法
伐採の方法	<p>原則として伐採種の指定はしない。</p> <p>但し、伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は、安全に支障があると認められるものについては択伐とし、その程度が特に著しいと認められるものについては、禁伐とする。</p> <p>また、保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は、禁伐とする。</p>
伐採の限度	単木択伐、立木竹の本数において20%以下の間伐とする。

(7) 史跡名勝天然記念物及び県指定文化財に指定された区域の施業方法

史跡名勝天然記念物及び県指定文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為については、文化財保護法第125条又は山梨県文化財保護条例第35条により文化庁長官又は知事の許可が必要である。

(8) 埋蔵文化財包蔵地での施業方法

周知の埋蔵文化財包蔵地において、埋蔵文化財の調査以外の目的で掘削等の行為を行う場合には、文化財保護法第93条又は第94条に基づく届出又は通知が必要である。

(9) 母樹又は母樹林に指定された森林の施業方法

特別母樹又は特別母樹林は原則として禁伐である。ただし、林業種苗法第7条第1項により、農林水産大臣の許可を受けた場合はこの限りでない。

(10) 風致地区に指定された森林の施業方法

風致地区内において立木竹の伐採等を行う場合には、風致地区条例により県知事又

は各市町村長の許可が必要である。

なお、当該条例により、木竹の伐採が次のいずれかに該当し、かつ伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なうおそれがあるものについて、許可するものとする。

ア 建築物、その他の工作物の新築、改築、増築又は移転及び宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質の変更を行う為に必要な最小限度の伐採

イ 森林の択伐

ウ 伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐（都市の風致の維持上特に重要な森林で、あらかじめ知事が指定した箇所を除く。）で、伐採区域の面積が 1 ha 以下のもの。

（11）自然環境保全地区等の施業方法

ア 自然保存地区

自然保存地区の特別地区内において立木竹の伐採等を行う場合には、自然環境保全法第46条及び山梨県自然環境保全条例第13条第3項により知事の許可が必要である。

特別地区内での伐採は、伐採方法及び規模が伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ない方法によるものについて許可するものとする。

イ 景観保存地区

景観保存地区内において立木竹の伐採を行う場合には、山梨県自然環境保全条例第15条第1項により知事に届出が必要である。また同条例第23条により規則で定める基準を超える伐採を行う場合には「自然環境保全協定」の締結が必要である。

【山梨県自然環境保全条例施行規則（第11条）で定める基準】

- a 単木択伐の場合：現在蓄積に対する択伐率 10%
- b その他の場合：伐採対象面積 300 m²

ウ 歴史景観保全地区

歴史景観保全地区内において規則で定める基準を超える伐採を行う場合には、山梨県自然環境保全条例第16条第1項により知事に届出が必要であり、また同条例第23条により「自然環境保全協定」の締結が必要である。

【山梨県自然環境保全条例施行規則（第8条・第11条）で定める基準】

- a 単木択伐の場合：現在蓄積に対する択伐率 10%

b その他の場合 : 伐採対象面積 300 m²

エ 自然活用地区

自然活用地区内において規則で定める基準を超える伐採を行う場合には、山梨県自然環境保全条例第16条1項により知事に届出が必要である。また条例第23条により「自然環境保全協定」の締結が必要である。

【山梨県自然環境保全条例施行規則（第8条・第11条）で定める基準】

- a 単木抲伐の場合：現在蓄積に対する抲伐率 20%
- b その他の場合：伐採対象面積 2,500 m²

オ 自然記念物

自然記念物の現状を変更することとなる行為をしようとする場合には、山梨県自然環境保全条例第15条第1項により知事に届出が必要である。

（12）富士山世界文化遺産に指定された区域の施業方法

各種法令等に遵守した森林施業を実施するとともに、森林生産活動との調和を図りながら、世界文化遺産にふさわしい景観に十分配慮した森林整備を推進することが必要である。

また、青木ヶ原樹海においては、原生的な自然を求めた観光客が増加しているため、自然環境を保全するとともに適正かつ持続的な利用を図る。

（13）ユネスコエコパーク区域の施業方法

各種法令等を遵守した森林施業を実施するとともに、森林生産活動との調和を図りながら、生態系の保全と持続可能な自然と人間社会の共生がなされるよう、十分配慮した森林整備を推進することが必要である。

2 その他必要な事項

該当なし。